

第2節 原子力安全・保安院	422
原子力安全	422
1. 2011年度の原子力安全行政に関する主な動き	422
2. 2011年度の個別事例	422
2. 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた取組	422
2. 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策	423
2. 3. 原子力発電所等の外部電源の信頼性確保	423
2. 4. 東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見	424
2. 5. 既設の発電用原子炉施設等の安全性に関する総合評価（いわゆる「ストレステスト」）	424
2. 6. シビアアクシデント対策	426
2. 7. 緊急時対応の強化	427
2. 8. 国際協力に係る取組	428
2. 9. 関西電力大飯原子力発電所の再起動に係る取組	428
産業保安	429
1. 2011年度の産業保安行政に関する主な動き	429
2. 高圧ガス及び火薬類の保安	429
3. 電力の保安	431
4. 都市ガス及び熱供給の保安	431
5. 液化石油ガスの保安	433
6. 鉱山の保安	434
7. 産業保安監督部	437

第2節 原子力安全・保安院

原子力安全

1. 2011年度の原子力安全行政に関する主な動き

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれによる津波は、東京電力福島第一原子力発電所において、極めて重大かつ広範囲に影響を及ぼす原子力事故を引き起こした。

政府は東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）と一体的に東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、事故の収束に向けたロードマップをとりまとめるなど、事故の収束に向けた取組を推進してきた。原子力安全・保安院は、政府の一員として事故の収束に取り組むとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、緊急安全対策等の安全対策、今回の事故から得られる技術的知見等の検討、ストレステストによる発電用原子炉施設等の安全性に関する総合評価、シビアアクシデント対策規制の基本的考え方についての検討、原子力防災の推進等を行ってきた。

原子力安全・保安院は、2012年9月19日に廃止となり、同日、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力規制委員会が設置された。

2. 2011年度の個別事例

2. 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた取組

東北地方太平洋沖地震時、東京電力福島第一原子力発電所では、1号機が定格電気出力一定運転中、2号機及び3号機は定格熱出力一定運転中であり、4号機、5号機及び6号機は定期検査中であった。地震により、運転中であった原子炉はすべて緊急停止したが、その後、地震と津波による被害のため、6号機を除いて全交流電源喪失となった。続いて、1号機から3号機において非常用炉心冷却装置による注水が不能となり、原子炉圧力容器への注水ができない事態が一定時間継続。各号機の炉心が露出し、炉心溶融に至ったものと推定された。さらに、燃料被覆管のジルコニウムと水蒸気との反応により水素が発生し、1号機及び3号機では、原子炉圧力容器や原子炉格納容器からの漏えい等により放出された水素が原因と思われる爆発が原子炉建屋上部で発生。定期検査のために炉心燃料がすべて使

用済燃料プールに移動されていた4号機においても原子炉建屋で水素が原因とみられる爆発があり、2号機では原子炉格納容器のサブプレッションチェンバー室付近と推定される場所で水素爆発と思われる衝撃音が確認された。また、1号機、2号機及び3号機では、原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器が圧力上昇により破損することを防ぐために原子炉格納容器ベント操作が行われた。これらによって環境に大量の放射性物質が放出され、国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）のレベル7と暫定評価（4月12日）される深刻な事故となった。

2011年3月11日、政府は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部（事務局：原子力安全・保安院）を設置した。

また、2011年3月15日には、福島第一原子力発電所の事故に対し、政府と東京電力が一体的に対応するため、福島原子力発電所事故対策統合本部を設置した。（同年5月9日、原子力災害対策本部の下、政府・東京電力統合対策室と改組）。

2011年4月17日には、事故の収束を計画的に進めるため、東京電力において「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」がとりまとめられ、着実かつ極力前倒しされて実施されるよう、原子力安全・保安院を中心に、検討作業のフォローアップや必要な安全性の確認が行われた。

2011年5月17日には、原子力災害対策本部が「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」を公表し、事故の収束までの取組を示した。また、同年5月17日及び同年6月17日には、東京電力が道筋の改訂版をとりまとめ、窒素封入や循環冷却システムの設置・運転等の原子炉・使用済燃料プールの安定的な冷却に向けた取組、汚染水処理設備の設置等の放射性物質で汚染された水の閉じこめ、保管・処理・再利用の取組、飛散防止剤や原子炉建屋カバリングの設計・導入支援等の大気・土壌での放射性物質の抑制に向けた取組、空間、土壌、海水等の体系的なモニタリングの実施等の取組を行った。同年7月19日には、「放射線量が着実に減少傾向となっている」というステップ1の目標が概ね予

定通りに達成されたことが確認されると共に、ステップ2に進むにあたり、東京電力だけでなく政府もより一体となり事故収束に取り組む観点から、東京電力の「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」と政府（原子力災害対策本部）の「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」を統合した「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面の取組のロードマップ（改訂版）」が発表された。同年10月3日には、原子力安全・保安院が、ステップ2完了後から廃炉作業の開始までの期間における安全確保のための基本目標を「中期的安全確保の考え方」として定め、東京電力に対して計画的に対応するよう指示した。これを受けて東京電力から提出された施設運営計画に係わる報告書について、専門家による緻密な検証作業を経て、同年12月16日、原子力災害対策本部において、東京電力福島第一原子力発電所が冷温停止状態に達し、不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持できるようになったことが確認され、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標の達成が判断された。

一方で、ステップ2の完了は確認されたものの、主要設備の仮設設備から恒久的な設備への更新による信頼性の向上及びがれきや周辺の廃棄物関連施設の遮へい対策等による線量低減などは、中期的な安全確保の前提であるとともに、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の中で求められている措置については、早急に具体化することが不可欠であった。このため、原子力安全・保安院は、東京電力に対し、中長期の信頼性向上対策として優先的に取り組むべき事項についての具体的な実施計画を策定することを指示し、これを受けて東京電力から提出された実施計画の内容について、公開の場での専門家からの意見を踏まえ評価等を行った。

2. 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策

原子力安全・保安院は、東京電力福島第一原子力発電所に来襲したものと同程度の地震と津波により全交流電源喪失に至ったとしても、炉心損傷等深刻な事態を回避し、冷温停止状態に繋げるための対策として、2011年3月30

日、全ての原子力発電所を対象に、電気事業者等に対して緊急安全対策を指示した。

東京電力福島第一原子力発電所を除く全原子力発電所から実施状況報告を受け、原子力安全・保安院として2011年5月6日には東京電力福島第一原子力発電所、東京電力福島第二原子力発電所、東北電力女川原子力発電所以外の各原子力発電所について、同年6月1日には女川原子力発電所について、同年11月28日には東京電力福島第二原子力発電所について、緊急安全対策が適切に実施されていることを確認した。

具体的には、短期対策として、緊急時対応計画の作成、緊急時の電源確保のための電源車や代替注水のための消防ポンプの配置、浸水対策、水源の確保や緊急時における手順書の整備、訓練の実施といった対策が実施されたことを確認した。これらの対策については、一部が技術基準における要求事項に含められたほか、事故時の手順の整備が行われるよう、原子炉設置者による原子力発電所の安全運転及び安定状態の維持にあたって遵守すべき基本的事項を定めた保安規定も改定された。

更に、緊急安全対策では、中長期対策として、海水ポンプ電動機等の予備品の確保、空冷式非常用発電機等の設置や水密化、防潮壁・防潮堤の設置等津波に対する防護措置が要求されており、原子力安全・保安院は事業者が今後、これらを適切に実施される計画を有していることを確認した。

なお、東京電力福島第二原子力発電所については、冷温停止状態を維持するために必要な対策が取られているかという観点から確認を行った。

また、核燃料サイクル施設に関しては、同年5月1日に再処理施設を対象に緊急安全対策を指示し、同月中に各事業者から実施状況の報告を受けた。また、同年6月15日には、各事業所において緊急安全対策（電源車、浸水対策、緊急時の手順書整備、訓練の実施等の短期対策）が適切に実施されていることを原子力安全・保安院として確認した。なお、指示に対する報告があった時点において各施設は検査期間中であつたことから、検査後の状況を踏まえた対策に関しては、改めて報告がなされることとなった。

2. 3. 原子力発電所等の外部電源の信頼性確保

2011年3月11日の地震により、東京電力福島第一原

子力発電所及び日本原子力発電東海第二原子力発電所の外部電源が喪失したことに加え、同年4月7日に宮城県沖で発生した地震により、東北電力(株)東通原子力発電所及び日本原燃(株)六ヶ所再処理事業所において一時的に外部電源の喪失が発生した。これまで、外部電源については特段の対策を求めてこなかったが、今回外部電源の喪失が複数のサイトで発生したことを踏まえ、原子力安全・保安院は、外部電源の信頼性の更なる向上を図るため、同年4月15日、各事業者に対し外部電源の信頼性確保のための対応を検討し、その結果を報告するよう指示を行い、同年6月7日、各社から報告の提出を受けて報告内容の評価・確認を行った。なお、東京電力福島第二原子力発電所における外部電源の信頼性確保に係る対応については、同年11月28日に提出を受け、評価・確認を行った。

また、原子力発電所の開閉所等の電気設備が機器の倒壊・損傷等により機能不全に陥る事例も発生したことから、このような事態が発生する可能性についての影響評価、及びその評価結果を踏まえた対策策定に係る実施状況についても報告することを各事業者に対して指示し、2011年7月7日、その実施状況について中間報告がなされた。

更に、2012年1月19日、東京電力より東京電力福島第一原子力発電所等の開閉所に係る電気設備の損傷原因は、東北地方太平洋沖地震により開閉所において発生した地震動が設計基準を超過したことであると報告されたことから、各事業者に対して、今後発生する可能性のある地震による耐震安全性の評価及び対策の実施を求めること等を追加指示した。同年2月17日、各事業者等から耐震安全性評価に係る実施計画が報告され、評価結果が報告され次第その内容を確認していくこととした。

2.4. 東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見

今回の事故から可能な限りの教訓を引き出し、今後の原子力安全に役立てていくことは規制機関の責務であり、原子力安全・保安院は、事故の発生及び事故の進展に関し判明している事実関係について、工学的な観点から、事故シーケンスに従って設備や操作手順に即して出来る限り深く整理・分析することにより、事象の各段階における技術的知見を体系的に抽出し、主に設備・手順に係る必要な対策の方向性について検討した。

具体的な検討の対象は、東京電力福島第一原子力発電所

の事故における外部電源設備（変電所、開閉所等）、所内電気設備（非常用電源設備等）、冷却設備（炉心冷却系、補機冷却系等）、閉込機能に関する設備（格納容器、ベント設備等）、指揮・通信・計装制御設備（通信設備、炉内計装設備等）等。事故シーケンスにおける検討の範囲は、地震の発生から、炉心損傷及び閉込機能喪失により放射性物質が外部環境に放出されるまでの発電所で生じた事象とした。

放射性物質による汚染等のため現場の確認を行うことが難しい設備・機器が多く、溶融・落下した炉心の状況等事象の解明が十分に進んでいない部分も残されていたが、2011年10月から8回にわたり公開の意見聴取会の場で外部の専門家によるレビューを受ける等して、2012年3月、五つの分野について「30項目の安全対策」を以下のとおりとりまとめた。

- (1) 外部電源対策（4対策）：地震等による長時間の外部電源喪失の防止
- (2) 所内電気設備対策（7対策）：共有要因による所内電源の機能喪失防止や非常用電源の強化
- (3) 冷却・注水設備対策（6対策）：冷却注水機能喪失の防止
- (4) 格納容器破損・水素爆発対策（7対策）：格納容器の早期破損防止や放射性物質の非管理放出の防止
- (5) 管理・計装設備対策（6対策）：状態把握・プラント管理機能の抜本的強化

これらの対策は、新たな規制の枠組みの下で技術的な要求事項を検討する際の基礎とすることを想定して策定したものである。ただし、これらの対策は、地震と津波の重畳による全交流電源喪失を起因事象とする東京電力福島第一原子力発電所事故の事象面からボトムアップ的に導き出したものであるため、これらの対策間の関係や重要度の比較、システム全体としての安全性向上について検討するとともに、より広い起因事象を包含したシビアアクシデントへの対応も含め、トップダウン的な方法論により体系的に検討・整理することが今後の課題であり、また、実際に規制として適用するに当たっては、更に設計ガイドライン等の整備が必要である。

2.5. 既設の発電用原子炉施設等の安全性に関する総合

評価（いわゆる「ストレステスト」）

原子力安全委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、既設の発電用原子炉施設について、設計上の想定を超える外部事象に対する頑健性に関して、総合的な評価を行うことが重要であるとの考えのもと、2011 年 7 月 6 日に「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価の実施について」をとりまとめ、原子力安全・保安院は、原子力安全委員会から、発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価の実施するよう要請を受けた。

我が国の原子力発電所の安全性については、前述の緊急安全対策等により、今般の事故と同程度の地震・津波が発生しても、深刻な事態に至ることなく冷温停止に繋げるための対策を実施しており、その結果については、原子力安全・保安院により確認がなされた。他方、定期検査後の原子力発電所の再起動に関しては、原子力安全・保安院による安全性の確認について、国民・住民の方々に十分な理解が得られているとは言い難い状況であった。こうした状況と 7 月 6 日の原子力安全委員会の要求を踏まえ、政府において、原子力発電所の更なる安全性の向上と、安全性についての国民・住民の方々の安心・信頼の確保のため、新たな手続き、ルールに基づく安全評価として、欧州諸国を参考にしたストレステストを実施することが、同年 7 月 11 日に閣僚レベルで方針決定された。この決定において、原子力発電所のストレステストは 2 段階で評価することとし、一次評価は、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開の可否について判断するために行われることとされた。同年 7 月 21 日、原子力安全・保安院は、このストレステストの評価手法及び実施計画を原子力安全委員会の確認を受けた上でとりまとめ、翌日、各電気事業者等に評価の実施を指示した。

一次評価においては、「安全上重要な施設・機器等について、設計上の想定を超える事象に対して、どの程度の安全裕度が確保されているか評価する。評価は、許容値等に対しどの程度の裕度を有するかという観点から行う。また、設計上の想定を超える事象に対し安全性を確保するために取られている措置について、多重防護（defense in depth）の観点から、その効果を示す。これにより、必

要な安全水準に一定の安全裕度が上乘せされていることを確認する。」としており、これにより、緊急安全対策の効果も含め、先般の事故と同程度の地震、津波が来襲しても炉心損傷といった深刻な事態に至らないことを確認することとした。原子力安全・保安院は、事業者から 30 プラント（2012 年 9 月 18 日現在）について一次評価に係る報告書の提出を受け、このうち大飯発電所 3、4 号機及び伊方発電所 3 号機について、原子力安全・保安院の評価を終了し、原子力安全委員会に報告した。

二次評価においては、「設計上の想定を超える事象の発生を仮定し、評価対象の原子力発電所が、どの程度の事象まで燃料の重大な損傷が発生させることなく耐えることができるか、安全裕度（耐力）を評価する。また、燃料の重大な損傷を防止するための措置について、多重防護の観点から、その効果を示すとともに、クリフエッジを特定して、潜在的な脆弱性を明らかにする。これにより、既設の発電用原子炉施設について、設計上の想定を超える外部事象に対する頑健性に関して、総合的に評価する。」としていた。これにより、再起動判断とは別に、全ての原子力発電所について、炉心損傷が発生した後の対策も含め、継続的な信頼性の向上を求めていくこととした。

なお、原子力安全・保安院は、2012 年 1 月、IAEA によるレビューミッションを受け入れ、ストレステストに関する原子力安全・保安院の指示及び審査プロセスが基本的に IAEA の安全基準と整合していると結論づけられた。また、この時、二次評価を含むストレステストのプロセスとそれ以外の規制活動の全般的な有効性を向上させると考えられる課題が特定され、勧告がなされ、

IAEA からの指摘事項については、耐震等を含め、真摯に受け止め、可能なものから順次実施していくこととした。

核燃料サイクル施設については、原子力安全委員会からの要請等はなかったものの、海外の状況等も踏まえて、原子力安全・保安院の判断により 2011 年 11 月 25 日に、加工事業者、使用済燃料、貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄物管理事業者、廃棄物埋設事業者に対して、総合的な評価の実施を指示した。サイクル施設におけるストレステストは、一次評価と二次評価に分けての評価を行うことはしなかったが、安全裕度の確認と設計上の想定を超える事象の発生と拡大を防止するための措置の効果を明

らかにするという方針は、原子力発電所の場合とほぼ同様となっていた。これらの評価の結果は、事業者が施設の安全性を向上させるための更なる対策を講じる際の参考となるものであった。各事業者（施設建設中の使用済燃料貯蔵事業者を除く。）からは、2012 年 4 月 27 日に原子力安全・保安院に報告書の提出があった。

2.6. シビアアクシデント対策

我が国においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生前まで、シビアアクシデントは工学的には現実的に起こるとは考えられないほど発生の可能性は小さいとされ、規制対象には含まれず、事業者の自主的な取り組みとして対策が進められてきた。事業者は、1992 年に通商産業省からの要請を受けて確率論的安全評価の実施とアクシデントマネジメント（AM）対策の整備を進め、東京電力福島第一原子力発電所においても AM 対策が整備されていた。しかし、今回の事故を踏まえると、この AM 対策は外的事象、特に津波により広範囲に電気系統が使用不能に陥る共通原因故障についての想定が十分でなかったため、あらかじめ用意されていた AM 対策は厳しい環境の中で十分に機能せず、炉心溶融、更には大規模放出を防ぐことができなかったと考えられる。

一般の事故を踏まえ、2011 年 6 月、原子力災害対策本部は、「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」において、シビアアクシデント対策について、これまで事業者による自主的な取組としていたことを改め、これを法規制上の要求にするべきことなどを含む教訓をとりまとめた。

原子力安全・保安院は、教訓のとりまとめと並行して、2011 年 6 月 7 日、中央制御室の作業環境の確保、通信設備の確保、高線量対応防護服等の資機材の確保及び放射線管理のための体制の整備、水素爆発防止対策並びにがれき撤去用の重機の配備の 5 項目を、シビアアクシデント対策の強化のために直ちに取るべき措置としてその実施を指示し、立入検査等を通じて実施状況の確認を行った。

また、原子力安全委員会は、2011 年 10 月に「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」を決定し、従来、多重防護の考えに基づく防護策の要求は、設計基準事象への対処の範囲（IAEA-INSAG の多重

防護策の定義による第 3 の防護レベルまで）にとどまっていたが、今後は IAEA-INSAG の定義による第 4 の防護レベルに相当する「シビアアクシデントの発生防止、影響緩和」に対しても、規制上の要求や確認対象の範囲を拡大することを含めて、安全確保策を強化することとすべきとした。

政府においては、2012 年 1 月に原子炉等規制法の改正を含む原子力組織制度改革法案を国会に提出した。その後、与党・野党の協議の上、修正された法案が衆議院環境委員長提案として国会に提出され、同年 6 月 20 日、法案が成立し、法律は、同年 6 月 27 日に公布された。同法案は、シビアアクシデントも考慮した安全規制への転換のための改正が含まれたものであった。

更に、原子力安全・保安院は、前述のとおり、東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見として、シビアアクシデント時の代替注水機能の強化、格納容器の過圧・過温破損防止、水素爆発の防止対策といったシビアアクシデント管理対策を含む 30 項目の安全対策をとりまとめた。その中で、シビアアクシデント対策については、トップダウンの方法論により今後体系的に検討・整理する必要性を示し、また、深層防護の考え方の徹底、シビアアクシデント対策の多様性・柔軟性・操作性、内的事象・外的事象を広く包含したシビアアクシデント対策の必要性等、今後の規制に反映すべき視点を挙げた。

原子力安全・保安院は、上記の視点を踏まえ、2012 年 2 月から 8 月にかけて専門家による意見聴取会を開催しながら、シビアアクシデント対策規制の基本的考え方について検討を進めた。

加えて、我が国は、前述のとおり、原子力発電所に対するストレステストとして 2 段階の評価を行っていたが、原子力安全・保安院は一次評価では、主に燃料の重大な損傷を防止するとの観点でアクシデントマネジメント対策及び緊急安全対策の有効性を確認し、二次評価においては、IAEA の勧告及び助言も踏まえて、シビアアクシデントに至った以降の対応の有効性についても、燃料が損傷した後の緩和手段の有効性やクリフエッジに至るまでの時間の評価等について確認することとした。

これらの原子力安全・保安院や原子力安全委員会の活動は、新たな原子力規制機関に適切に引き継ぐこととされた。

2. 7. 緊急時対応の強化

原子力安全・保安院は、発電所内の緊急時対策としては、前述のとおり、2011 年 6 月 7 日、緊急時における発電所構内通信手段の確保等、万一シビアアクシデントが発生した場合でも迅速に対応を確保する観点から直ちにに取り組むべき緊急時における発電所構内通信手段の確保等の措置を整理、指示し、その実施状況を確認した。更に、2012 年 3 月に原子力安全・保安院がとりまとめた東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する報告書の中でとりまとめた 30 項目の安全対策には、緊急時対策として事故時の指揮所の確保・整備、通信機能確保、計装設備の信頼性確保、プラント状態の監視機能の強化、事故時モニタリング機能の強化及び非常事態への対応体制の構築・訓練の実施が含まれていた。これらの対策については、今後安全規制に反映すべき点として整理したものであった。

発電所外の広範囲の緊急時対策としては、原子力安全委員会で、『原子力施設等の防災対策について』（以下「防災指針」という。）の見直しについての検討を行い、2012 年 3 月、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を概ね 5km とすること、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を概ね 30km とすること等の考え方が示された。

加えて、今回、原子力災害対策本部事務局が情報のハブ機能を十分に果たすことが出来なかったこと、原子力災害現地対策本部についても、初期段階での人員参集の遅れや周辺自治体との連絡や事業者・関係機関への指示等を行う際の拠点となるオフサイトセンター機能の不全が生じてしまったこと等の反省に立ち、政府の防災体制の全面的な見直しを図ることとした。具体的には、原子力災害対策本部の事務局を官邸内に速やかに立ち上げ、官邸を拠点として情報収集と対応、情報発信に当たること、原子力発電所の状況を速やかに把握するため、電気事業者本社等の対策拠点に審議官級の職員を派遣するとともに、官邸、原子力安全規制機関、電気事業者の対策拠点、原子力発電所等を結ぶテレビ会議システムを立ち上げる等の対策を講ずることとした。

原子力安全・保安院は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、これらの対策のうち、オフサイトセンターについては、緊急的な対策として、2011 年来、衛星

回線の拡充等の通信体制の強化、放射線防護対策としての防護服やマスクの充実、食料・飲料水の備蓄の拡充、代替オフサイトセンターに搬入可能な可搬型通信資機材の整備等の予算措置などの対策を講じた。

更に、オフサイトセンターの具体的な在り方を検討すべく、原子力安全・保安院において、2012 年 5 月から 7 月にかけて専門家による意見聴取会を開催した。意見聴取会や関係自治体の意見等を踏まえつつ、オフサイトセンターが担うべき役割を明確にし、放射性物質の拡散影響や複合災害から受ける影響等も勘案して、その立地地点や備えるべき遮へい機能等について検討を行った。この検討結果を踏まえ、オフサイトセンターを 5km～30km 圏に設置することを基本とし、また、空気浄化フィルターの設置により放射線遮蔽機能を強化するなど、オフサイトセンターの設置要件の強化について、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 3 号）」に定め、2012 年 9 月 14 日に公布、同月 19 日に施行した。

なお、新たな防災体制は、新たな規制機関の設置と同時にを行うことを想定していたが、それまでの間も万が一の事態発生に備え、原子力災害対策本部事務局機能の官邸への集中と強化を進めるとともに、PAZ の考え方を踏まえ、直ちに避難に係る指示を行う等、原子力災害対策本部が、可能な限りこれらの新たな考え方を取り入れた対応を行えるようにすることとした。

また、UPZ の導入により、避難をあらかじめ準備しておくべき地域が大幅に拡大し、また、関係する市町村の数も増加することから、これらの自治体における地域防災計画の策定準備も進めた。

事故時に自治体や住民に対する情報提供が適切に行われていなかった点についても、厳しい批判があり、適切な時期に適切なデータを提供できなかったことから、政府は情報を隠蔽しようとしたのではないかとこの厳しい批判が寄せられた。今後は、こうした反省に立ち、緊急時における情報の集約・発信機能を官邸に一元化するなど情報提供の仕組みについても見直し、自治体が行う通信システム強化に必要な支援措置も講ずることとした。

なお、規制と利用の分離及び原子力安全規制の一元化の観点から、政府は、環境省に原子力安全庁を設置する

等関係組織の再編及びその機能強化を行うこととし、原子力組織制度改革法案等を第 180 回通常国会に提出した。その後、与党・野党の協議の上、より独立性の高い原子力規制委員会を設置すべく、修正された法案が衆議院環境委員長提案として国会に提出され、2012 年 6 月 20 日に法案が成立し、同年 6 月 27 日に公布、同年 9 月 19 日に施行された（原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号））。

原子力規制委員会設置法の施行に伴って、原災法も改正され、旧来の防災指針は、改正原災法に基づき、原子力規制委員会が原子力災害対策指針として策定することとなった。引き続き、原子力規制委員会において、PAZ や UPZ など原子力災害対策重点区域等について検討が進められ、その結果は、原子力災害対策指針に反映される予定となっている。また、緊急時に各機関が円滑な活動を実施できるよう、2012 年 9 月 6 日に防災基本計画を修正したところ、これを踏まえ、原子力災害対策マニュアルについても今後改訂することとした。

2. 8. 国際協力に係る取組

政府は東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献していくことを責務であると認識し、2011 年 6 月の IAEA 閣僚会議及び同年 9 月の IAEA 総会の機会等を捉え、同事故についての包括的な報告を行い、原子力安全・保安院はこれに全面的に協力した。

また、原子力安全条約に係る検討会合、経済開発協力機構原子力機関（OECD/NEA）における原子力規制活動に係る取組等に関する国際会議、更に、二国間取極の枠組における情報意見交換会合及び日中韓原子力安全上級規制者会合において、原子力安全に関する情報意見交換を行うなど、引き続き国際機関及び海外の原子力規制機関との更なる連携・協力に取り組んだ。

2. 9. 関西電力大飯発電所の再起動に係る取組

原子力安全・保安院は、原子力の安全対策・評価に係る取組として、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、緊急安全対策や外部電源対策、シビアアクシデント対策等の事故の教訓を踏まえた安全対策を進めるとともに、原子力発電所の安全性評価については、ストレステスト

を実施し、さらには、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会、原子力安全・保安院の意見聴取会等において進められた事故の検証によって得られた知見について、安全対策や安全性評価に随時反映させるとともに、新たな規制の方向性としての 30 項目の安全対策のとりまとめ等を行ってきた。こうした状況を踏まえ、政府は、2012 年 4 月以降、原子力発電所の再起動に関する安全性や必要性についての検討を進めるため、原子力発電所に関する四大臣会合を開催し、同年 4 月 6 日に「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」をまとめた。

その後、四大臣会合では、大飯発電所 3、4 号機について当該基準に適合しているか確認し、更に、大飯発電所 3、4 号機の再起動の必要性について議論された。再起動に関する政府の考え方について、政府から福井県等の自治体に説明を行い、同年 6 月 16 日、8 回目となる四大臣会合において、立地自治体の理解が得られたと判断し、大飯発電所 3、4 号機の再起動が決定された。

大飯発電所の再起動は、東京電力福島第一原子力発電所事故後初の再起動となること等を踏まえ、政府は、万が一事故が発生した場合の緊急対応に万全を期す観点から、経済産業副大臣、原子力安全・保安院、福井県、関西電力、三菱重工、三菱電機、学識経験者からなる特別な監視体制を整備し、当該監視体制の下、それぞれ原子炉を再起動し、大飯発電所 3 号機は 2012 年 8 月 3 日に定期検査終了、大飯発電所 4 号機は同年 8 月 16 日に定期検査終了し通常運転に移行した。

産業保安

1. 2011 年度の産業保安行政に関する主な動き

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、産業保安分野においては、コンビナート火災の発生、津波浸水区域における高圧ガス容器の流出、大規模な停電、ガスや熱供給の停止、休廃止鉱山における集積場の流出などの事故等が発生した。産業保安各分野においては、総合資源エネルギー調査会等外部有識者による会合において、被害を抑止、軽減するべく、地震・津波対策の方向性について審議し、実際に発生した被害を踏まえた検討を進め、報告書を取りまとめた。例えば、高圧ガス分野では、総合資源エネルギー調査会高圧ガス部会において、千葉県での液化石油ガス貯槽の爆発・火災事故の解析等、地震の被害状況の調査などを踏まえ、今後の地震・津波対策についての報告書のとりまとめを行った。さらにこれら報告書で示した対策について、今後の審議会等で具体化や進捗状況のフォローアップをしていくこととした。

また、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーや、水素エネルギーの導入や普及の重要性が高まる中、規制合理化の要望が増加しており、安全の確保を大前提としつつ、技術の進展や社会情勢の変化などを踏まえ、科学的・合理的な規制の実現を進めた。

2. 高圧ガス及び火薬類の保安

2. 1. 高圧ガス保安及び火薬類保安に関する取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

火薬類の保安については、「火薬類取締法」の規定に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。また、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震や津波、台風や豪雨等の自然災害による被害の発生を受け、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会において、報告書「火薬類の自然災害対策について」を 2012 年 3 月 30 日に

取りまとめた。

2. 2. 2011 年度の事故の状況及び対策

[1] 高圧ガス保安の確保が適切に行われるよう、行政による事後的な監視として行っている立入検査を 28 件実施した。

[2] 高圧ガス保安法関係の法令違反や認定基準に満たない事項が確認された場合、改善指示などの行政指導並びに認定の取消し処分など厳正に対処するとともに、プレスリリースや原子力安全・保安院のホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し透明性を高めている。

具体的には、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により起きた重傷者 1 名、軽傷者 5 名の千葉県のコスモ石油株式会社千葉製油所における火災・爆発事故を受けて、高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査に係る認定を取り消す行政処分（2011 年 6 月 30 日）を実施した。

高圧ガス事故統計集計

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
1 月	67	87	60	88	98
2 月	48 115	85 172	56 116	68 156	74 172
3 月	62 177	62 234	65 181	82 238	166 338
4 月	56 233	61 295	59 240	79 317	67 405
5 月	37 270	52 347	75 315	68 385	68 473
6 月	78 348	60 407	79 394	72 457	75 548
7 月	62 410	69 476	75 469	71 528	77 625
8 月	56 466	60 536	71 540	85 613	71 696

9 月	68	61	56	101	149
	534	597	596	714	845
10 月	58	72	65	80	81
	592	669	661	794	926
11 月	65	70	88	66	72
	657	739	749	860	998
12 月	79	72	79	78	54
	736	811	828	938	1052
合計	736	811	828	938	1052
対前年比	32.4	10.2	2.1	13.3	12.2

〔注〕上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値であること等のため、変更等があり得る。

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

		2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
製 造 事 業 所	冷 凍	40	53	85	93	179
	コンピ ナート	31	43	28	33	41
	L P	25	21	20	29	27
	一 般	55	61	91	111	120
	計	151	178	224	266	367
	移 動	31	30	21	34	31
消 費		535	585	573	633	649
そ の 他		19	18	10	5	5
合 計		736	811	828	938	1052

〔注〕速報値であること等のため、変更等があり得る。

〔3〕火薬類取締法関係の法令違反や認定基準に満たない事項が確認された場合、改善指示などの行政指導並びに認定の取消し処分など厳正に対処するとともに、プレスリリースや原子力安全・保安院のホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し透明性を高めている。

具体的には、噴出煙火（手筒煙火及び噴水花火）での事故が頻発していたため、2011年4月27日に、噴出煙火を製造・消費する者に対し安全対策の徹底等を求めた。また、日本電気株式会社において、許可を受けずに火薬類の製造を行っていたことが判明し、2012年2月22日に、当該事業者に対し厳重注意を行うとともに、都道府県知事及び産業保安監督部長

等に対し所管事業者への法令遵守の周知徹底等を求めた。

火薬類事故統計集計

種類	年	合 計			
		件	死	重傷	軽傷
産 業 火 薬	2007	12	0	0	3
	2008	13	1	4	5
	2009	6	1	0	1
	2010	2	0	1	1
	2011	5	0	1	2
煙 火	2007	33	0	9	36
	2008	31	2	5	52
	2009	18	0	3	29
	2010	28	0	4	26
	2011	19	0	3	13
が ん 具 煙 火	2007	4	0	1	5
	2008	4	0	1	3
	2009	0	0	0	0
	2010	6	0	0	2
	2011	4	0	0	17
合 計	2007	49	0	10	44
	2008	48	3	10	60
	2009	24	1	3	30
	2010	36	0	5	29
	2011	28	0	4	32

2. 3. 審議会の開催状況

（1）高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会

総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会は高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第16回高圧ガス部会(2011年7月開催)では、①東北地方太平洋沖地震について、②高圧ガス保安に係る最近の動きについて、③高圧ガス保安の今後の取組について、第17回高圧ガス部会(2011年9月開催)では、①東北地方太平洋沖地震における高圧ガス施設の被害状況について、②前回の指摘事項について、第18回高圧ガス部会(2011年11月開催)では、①東北地方太平洋沖地震における被害と対応について、②

前回の指摘事項について、第19回高圧ガス部会（2012年1月開催）では、①高圧ガス施設の津波に対する対応について、②高圧ガス施設の地震に対する対応について、第20回高圧ガス部会（2012年3月開催）では、①東日本大震災を踏まえた高圧ガス施設等の地震・津波対策について、それぞれ有識者による議論を行い、4月に報告書を取りまとめた。

（２）高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会

第9回火薬部会（2012年2月開催）では、①最近の火薬類取締法関係の事故の状況について、②2011、2012年度の火薬類取締法関連施策について、③最近の火薬部会関連小委員会の開催状況について、④火薬類の自然災害対策について、有識者による議論を行った。

2011年12月に開催した火工品検討小委員会では、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の整理、適用除外火工品の指定に係る試験方法及び評価基準について審議を行った。

2012年2月に開催した産業火薬保安小委員会では、地下式火薬庫等に係る基準の規定、自然災害への火薬類に係る保安の確保について審議を行った。

2012年3月に開催した特則検討小委員会では、火薬類取締法に規定する特則承認について審議を行った。

3. 電力の保安

3. 1. 電力の保安に関する取組

1964年に公布され、1965年7月1日から全面的に施行された電気事業法は、その規制内容として、2つの性格を有している。すなわち、電気事業が地域独占的な公益事業であることから、電気の利用者の保護と電気事業そのものの健全な発達を図るために必要とされる、いわゆる公益事業規制を規定する事業法と、電気がその使用如何によっては危険を伴う商品であるために必要とされる保安規制及び発電所設置による環境への影響を事前に評価し環境の保全を確保することを規定する保安法の2つである。

後者の保安規制分野については、1995年に自己責任原則を重視した安全規制の合理化等を基本方針とした規制の見直しを行ったが、こうした自主保安・自己責任原則の下で防災対策の強化、電気設備の安全確保、電気工事の安全確保を柱とし、技術動向、社会ニーズ等を踏まえ、自

主保安の徹底、学協会等の知見の活用を図りつつ、規制の制度や技術基準を継続的に見直していくことが主な政策課題である。

2011年度は、東日本大震災を受け、電力安全小委員会の下に電気設備地震対策ワーキンググループを立ち上げ、電気設備の設計基準の妥当性等についての検討を行った。その結果、当該設計基準を直ちに改定する必要はないが電力供給に著しい支障を及ぼすことがないように、津波の影響を緩和する減災対策等の取組みが重要との結論を得て報告書としてとりまとめた。また、未利用エネルギーを活用した発電設備の導入等の動きが盛んになっている状況を鑑み、一定条件を満たした小水力発電設備や小型バイオマス発電設備等におけるダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を外部に委託可能とするなどの規制の見直しを行った。太陽電池発電設備においては、有識者の意見を踏まえた上でリスクと保安規制を衡量した結果、一般用電気工作物として扱う範囲を出力20kW未満から50kW未満へと拡大した。その結果、電気主任技術者の選任及び保安規程の届出が不要となる範囲も出力50kW未満までへと拡大した。

3. 2. 電力の保安の確保に向けた今後の取組

2011年度の電力の保安に向けた取組は上述のとおりであるが、引き続き、社会ニーズや技術開発、技術の利用形態の変化等に対応して、安全確保を大前提としつつ、科学的かつ合理的な規制の観点から常時適切に見直すことが必要である。

2012年度以降は、電気設備地震対策ワーキンググループの報告書の内容について事業者の取組み状況のフォローアップを行っていくとともに、近年、発生が懸念される南海トラフ地震・首都直下型地震に対し、被害を未然に防止するための対策や復旧迅速化への対策について検討を行う。また、引き続きバイナリー発電設備等の未利用エネルギーを活用した発電設備や太陽電池発電設備等について、電気事業法における保安規制の合理化を行っていく。

4. 都市ガス及び熱供給の保安

4. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公

共の安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、「液石法」という。）と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

4. 2. 2010 年度の事故の状況及び対策

ガス事業法第 46 条に基づき 2010 年に国に報告された事故の件数は 383 件であり、前年に比べ 78 件増加した。人身事故は、死亡者、負傷者（一酸化炭素中毒を含む。）ともに減少した。

製造段階における事故は、11 件の報告があり、2009 年と同数である。配送忘れ、配送手配忘れによるガス切れ、ボンベ交換後のバルブ開放作業忘れ、及び作業中に不意に接触するなどして作動した感震遮断装置の誤作動といった単純なミスによる事故が、2009 年と同様に多く見られた。

供給段階における事故件数は 171 件であり、2009 年に比べ 39 件増加した。増加した要因は、他工事による事故が 15 件増加したこと、サンドブラスト、差し水、自然現象、車両衝突、地盤不等沈下といったその他要因による事故が 22 件増加したことなどである。全 171 件のうち、61 件が上下水道工事、給排水衛生工事、解体・撤去工事、改装工事等の他社工事によりガス管が損傷されたものであった。20 件が自社工事における作業ミスにより供給支障などを生じたものであった。43 件については、自然劣化などのガス工作物不備による事故であった。

消費段階における事故件数は 201 件であり、2009 年に比べ 39 件増加し、2007 年から 2009 年までの高止まり状況からさらに増加した。その主な要因は、風呂釜や接続具で発生した事故などの増加に伴い、漏えい・着火事故が、2009 年に比べて 45 件増加したことによる。このような漏えい・着火事故の増加の一方で、事故の影響は機器内部に限定され、人身事故を生じるような重大事故には至らなかつ

たケースが多く、漏えい・着火事故における人身事故件数は 2009 年に比べて大幅に減少した。

都市ガス事故集計表

		2009 年	2010 年
製造	事故件数	11	11
	死亡者数	0	0
供給	事故件数	132	171
	死亡者数	0	0
消費	事故件数	162	201
	死亡者数	3	1
合 計	事故件数	305	383

（１）業務用厨房での一酸化炭素中毒事故対策

2009 年には、業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、液化石油ガス保安課と連名で 3 月、5 月、7 月に業務用厨房施設のユーザーに関係する各省に対し関連施設への注意喚起実施の協力要請を行い、2010 年 2 月には業務用厨房の関係者（店長、オーナー、管理責任者及び店舗・厨房の従業員）向けにガス機器使用時の注意事項をまとめたマニュアルの配付を行っていた。2010 年 5 月には、冷房機を使用する夏季を迎えることから、関係団体への注意喚起を行った。しかし、2010 年 8 月中に 4 件の CO 中毒事故（都市ガス 1 件、液化石油ガス 3 件）が発生するなど、CO 中毒事故の発生ペースが衰えなかったことから、2010 年 8 月に再度関係団体に注意喚起実施の協力要請を行った。結果としては、都市ガスに係る 2010 年の CO 中毒事故は 9 件発生し、2009 年の 14 件を下回る数字となった。

4. 3. 審議会の開催状況

2010 年度においては、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会を 5 月に開催し、2009 年に発生した事故の状況等について調査を行った。また、2010 年 8 月、11 月、2011 年 3 月の小委員会を経て安全高度化目標の達成状況評価について審議し、2011 年 4 月のガス安全小委員会にて、ガスの保安を巡る更なる情勢の変化や保安対策の進捗等を踏まえた今後 10 年間を見据えた

総合的なガスの保安対策として、ガス安全高度化計画をとりまとめた。

5. 液化石油ガスの保安

5. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組

原子力安全・保安院は、一般消費者等が生活の用に使用する液化石油ガスによる災害の防止を目的とする液石法の施行及び液化石油ガス販売事業者等への立入検査の実施による事後規制など同法の適正な運用を図るとともに保安対策の高度化を図るための調査・研究開発を実施している。

5. 2. 2010 年の事故の状況及び対策

(1) 液化石油ガスの事故件数

2010 年における液化石油ガス分野における一般消費者等に係る事故の件数は以下のとおり。

液化石油ガス一般消費者等事故集計表

(年別及び月別事故(累計)件数)

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
1 月	55	20	17	17	14
2 月	49	18	26	18	18
3 月	8	25	22	17	17
4 月	7	19	21	11	13
5 月	11	18	14	13	12
6 月	11	18	10	18	16
7 月	18	18	25	20	22
8 月	19	21	19	11	17
9 月	11	17	14	15	16
10 月	10	22	20	17	20
11 月	9	20	26	17	24
12 月	11	23	20	11	15
合計	219	239	234	185	204
対前年 比(%)	—	+9.1	▲2.1	▲20.9	+10.3

〔注〕下段の数字は1月からの累計件数

(年別事故件数及び死傷者数)

項目	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
件数	219	239	234	185	204
死者(人)	0	4	4	4	5
傷者(人)	78	98	79	148	83

(2) ガス事故防止のための措置

〔1〕2009 年において L P ガス販売事業者に対し業務用厨房施設における一酸化炭素(CO)中毒事故についての注意喚起の要請をした後も同事故が18件発生したため、2010 年4月に外食産業や公共施設に関係する省庁が集まり、業務用厨房施設等におけるCO中毒事故連絡会議を開催し、同年5月に再度業界団体に対して注意喚起を要請した。

〔2〕2010 年においては、夏場が猛暑であったため、エアコンを使用した室内において燃焼器を使用したことにより換気不足となり、集会所の調理室など多くの人が集まる場所での一酸化炭素中毒事故が多く発生したことから、8月に関係団体に対して注意喚起の要請を行った。

〔3〕2011 年の年明け、落雪や除雪作業のミスによるガス漏えい事故が多く発生したことから、2月にプレスリリースやホームページへの掲載などにより注意喚起を行った。

(3) 液化石油ガス販売事業者等への指導

液化石油ガス販売事業者等における保安の確保・高度化の努力が適切に行われるよう、2010 年度は、下記を実施した。

〔1〕行政による事後的な監視として行っている立入検査を17件実施した。

〔2〕立入検査を行った結果、技術基準に適合していない1事業者に対し、液石法の規定に基づく販売事業の一部停止命令及び業務改善命令を、保安業務の一部を適切に実施していなかった1事業者に対し、液石法の規定に基づく保安業務の実施命令を、また、法令の規定に違反し、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を期限内に実施していない1事業者に対し厳重注意を行った。法令違反については、液化石油ガス事故にもつながる可能性があることから、保安業務の改善命令、改善指示及び厳重注意といった行政指導については、プレスリリースやホームページへの掲載などにより公表した。

（４）液化石油ガス保安対策指針の策定

消費者の保安確保の一層の充実及び重大事故の撲滅の観点から、2010 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定した。本指針は、〔１〕法令遵守の徹底（経営者の保安確保へ向けたコミットメント、事業所単位での保安確保など）、〔２〕組織内リスク管理の徹底（リスクマネジメントの導入、ダブルチェック体制の構築）、〔３〕事故防止対策（一般家庭における一酸化炭素中毒等の事故防止対策、業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故防止対策、質量販売に係る事故防止対策など）、〔４〕自然災害対策（大規模災害が発生した場合に備え、地域防災協定の締結等により、あらかじめ防災対応の体制の構築）の４点を重点項目として、所管の液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主的な保安対策を実施する際の指針として周知徹底を図った。

（５）調査・研究開発の実施

技術開発による保安の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するため、2010 年度は、液化石油ガス機器の異常等をマイコンメーター等により覚知し、その情報を集中監視システムを通じて自動通報するシステムの開発、バルク貯槽の製造後 20 年経過時の法定検査手法等に関する調査研究を高压ガス保安協会へ委託して実施した。

（６）保安指導・普及啓発の実施

液化石油ガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成、インターネットを利用した各種保安技術の情報提供、地域の事業者向けの保安技術講習会等、事故情報のとりまとめ及び分析等を高压ガス保安協会等へ委託して実施した。

また、この他、一般消費者等に対する保安啓発チラシの配布、新聞・雑誌広告等、各種広報活動を通じた液化石油ガスの安全広告を株式会社讀賣連合広告社等を通じて実施した。

（７）液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰

液化石油ガスの保安高度化を図るため、2010 年度は、液化石油ガス保安法令に定める以上の保安活動を積極的に推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者 14 者、液化石油ガス保安に貢献した個人 4 者に対し表彰を行った。また、表彰者を周知するため、原子力安全・保安院

や関係団体のホームページ等で積極的に広報を行った。

５．３．審議会の開催状況

2010 年度においては、総合資源エネルギー調査会高压ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会を 2010 年 6 月と 2011 年 3 月に開催し、以下のテーマについて議論、報告がなされた。

（１）2010 年 6 月

- ①2010 年度の保安対策指針について
- ②山口県 L P ガス一酸化炭素中毒事故原因調査・再発防止検討委員会報告書について
- ③業務用施設での C O 中毒事故の対応策について

（２）2011 年 3 月

- ①2010 年 L P ガス事故発生状況について
- ②2010 年度立入検査実施状況について
- ③2011 年度保安対策指針について

６．鉱山の保安

６．１．東北地方太平洋沖地震による集積場の流出事故

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北と関東の 3 つの鉱山の集積場で集積物の流出事故が発生した。これを踏まえ、流出した集積場の調査を実施するとともに、有識者からなる「集積場管理対策研究会」を立ち上げ、事故原因の検証を行うとともに集積場技術指針見直しの検討を行っているところである。

６．２．鉱山の保安に関する取組

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、「JOGMEC」という。）等を通じて鉱害防止技術開発、鉱害防止工事の調査指導等を実施した。

(1) 2011 年度の災害の状況及び対策

鉱山保安法第 41 条に基づき、2011 年に報告があった災害は次のとおり。

	災害報告件数	罹災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	12	8
石灰石	20	16
石油	7	3
石炭（亜炭を含む）	1	1
合計	40	28

鉱山（一部休廃止鉱山を含む）における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考) (2010 年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	179	3,121
石灰石	257	6,318
石油	59	1,514
石炭 (亜炭含む)	11	624
合計	506	11,577

6. 3. 休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部等による監督検査等に加えて、次のような施策を実施した。

(1) 休廃止鉱山鉱害防止等工事に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者（鉱業権者等）が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（以下「休廃止補助金」という。）を交付（補助率：3/4）した。

(2) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

(3) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起

因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用に対し休廃止補助金を交付した。

(ア) JOGMEC による鉱害防止支援事業

鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(A) 地方公共団体への支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて事前調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援業務及び坑廃水処理施設の運営管理業務を実施した。

(B) 調査研究技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため必要な技術の開発に関する調査研究業務を実施した。

(C) 融資業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分、鉱害防止事業基金拠出金分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(D) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(E) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等の拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(イ) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金

鉱害防止義務者が不存在で、漏油等の鉱害が発生又は発生するおそれがある廃止石油坑井の封鎖措置を実施する地方公共団体に対して、廃止石油坑井封鎖事業費補助金を交付（補助率：3/4）した。

6. 4. 技術開発等の推進

(1) 海洋採掘施設環境影響調査事業

石油・天然ガス鉱山における海洋掘採施設撤去時の鉱害防止に資するガイドライン作成のための調査等を実施予定であったが、東北地方太平洋沖地震により、備船の調達

等が困難となったため、次年度に延期した。

（２）先進型坑廃水処理技術開発委託事業

鉱害防止事業の国民経済的負担を軽減するため、酸性度が極めて高く、汚濁負荷量の多い坑廃水等を、低コストで浄化可能な先進型水処理技術の開発を、委託事業として実施予定であったが、東北地方太平洋沖地震により、備船の調達等が困難となったため、次年度に延期した。

（３）休廃止鉱山鉱害防止技術等調査研究事業

鉱害防止事業の国民経済的負担を軽減するため、国内外における関連技術の最新の知見を結集し、費用対効果に優れる技術の各休廃止鉱山への適用可能性と、適用した場合の定量的効果の検討を、委託事業として実施した。

6. 4. 国際協力事業

我が国に蓄積されている環境保全・保安技術を積極的に海外に移転することにより、海外の鉱山での鉱害防止、事故の削減、人材の育成を通じて、国際社会に貢献することを目的に次の事業を実施した。

（１）持続的資源開発推進環境対策事業（委託）

（ア）鉱害政策アドバイザー派遣

鉱山環境保全に関する専門家をペルーに派遣し、鉱山環境保全等の課題に応じた提言等を実施した。（2009 年 4 月～継続中）

（イ）環境対策等調査

環境対策が不十分な資源国において、資源開発地域、鉱山、製錬所及びたい積場跡地等の環境保全に関する実態把握・環境影響等の調査を実施しており、2011 年度はボリビア及びペルーで実施した。

（ウ）研修員の受入

環境対策が不十分な資源国の政府機関の技術者を対象に持続可能な鉱業活動の実施に必要な研修を日本国内で実施しており、2011 年度はペルー及びラオスの研修生を受入れた。

（エ）鉱害セミナー

環境対策が不十分な資源国に鉱山環境専門家を派遣し、環境と調和した鉱山開発等に関するセミナーを開催しており、2011 年度はペルー、ボリビア、カンボジア、ラオスで実施した。

6. 5. 鉱山保安法施行規則等の一部改正

（１）中央鉱山保安協議会

2011 年度は中央鉱山保安協議会及び制度審査部会を開催した。

会 議 の 名 称	開催年月日	議 事 概 要
平成23年度第1回制度審査部会	H23.6.8	【議題】 (1) 改正鉱山保安法の施行5年後レビューのフォローアップのための安全レベルに対する目標設定について (2) その他
中央鉱山保安協議会	H23.6.22	【報告事項】 (1) 改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビューのフォローアップについて (2) 集積場管理対策研究会(仮称)について (3) 休廃止鉱山鉱害防止対策研究会について (4) 鉱害防止積立金の支払利息の改定について (5) 石炭じん肺新法の状況について (6) 鉱業法改正の概要について
中央鉱山保安協議会	H23.12.12 ～ H23.12.20	【書面審議】 「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の改正について」
中央鉱山保安協議会	H24.3.23	【審議事項】 (1) 鉱山保安法施行規則等の一部改正について ①水質汚濁防止法の改正に伴う地下水汚染防止規定の適用について ②坑内ガソリン車の使用に係る規制緩和について 【報告事項】 (1) 最近の災害状況について（平成23年速報） (2) 平成24年度鉱山保安関係予算について (3) 平成23年度全国鉱山保安表彰について (4) 平成24年度の組織改正の内閣について

（２）鉱山保安法施行規則及び技術基準省令

2008 年 10 月に行われたマルポール条約附属書VIの改正に伴い、船舶で使用される燃料油の硫黄含有率の規制が段階的に強化されることとなった。これに伴い、2011 年 12 月改正において、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に定められている掘削バージ及び海洋掘採施設で使用する燃料油の硫黄含有率について、4.5 質量百分率以下から 3.5 質量百分率以下にする改正を行った。

（３）金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定に基づき、採掘権者等は、特定施設の使用終了後に実施する鉱害防止事業に必要な費用を、鉱山の操業中に鉱害防止積立金として J O G M E C に積み立てることが義務づけられており、それに対して利息を付すことになっている。その利率について、2006 年に改正した利率よりも高い金利で運用できていることから、2011 年 9 月改正において、年 0.8 パーセントから年 1.0 パーセントにする改正を行った。

6. 6. 全国鉱山保安表彰

全国鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優良な鉱山及び鉱山保安の確保に特に功労のあった者について、経済産業大臣表彰を行い、保安意識の高揚を図ることを目的に、1950 年度から実施。

（2011 年度表彰式の概要）

・期日：2011 年 10 月 20 日（木）

・場所：メルパルク東京

・被表彰者：

鉱山の部：6 鉱山

保安従事者の部：24名

保安功労・貢献者の部：2名

特別功労・貢献者の部：1名

7. 産業保安監督部

7. 1. 北海道産業保安監督部

(1) 管轄区域

北海道

(2) 施策の概要

(ア) 電力の保安

電気事業用・自家用電気工作物の工事・維持・運用及び一般用電気工作物に係る保安の監督、指導業務のほか、電気事業用・自家用発電所の公害防止等の指導監督及び電気工事業に係る監督、指導業務、主任技術者等の電気関係各種資格の審査・交付業務を実施した。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

「ガス事業法」に基づくガス工作物に係る各種届出・審査業務、立入検査、ガス消費機器設置工事監督者資格認定業務、「高圧ガス保安法」に基づく完成検査の認定等の進達、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査、高圧ガス保安意識の高揚並びに保安の推進のための共同防災訓練の実施、石油コンビナート等特別防災地区の防災対策の推進のための合同立入検査、「火薬類取締法」に基づく許認可業務、完成・保安検査、各保安業務に関する事務所及び功労者等に対する保安表彰を実施した。

(ウ) 鉱山の保安

「鉱山保安法」に基づく各種届出審査等業務、鉱山における危害・鉱害防止に関する保安監督・指導業務、施業案の審査、地方鉱山保安協議会に関する業務を実施した。

また、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止積立金制度、鉱害防止事業基金制度の運用及び特定施設の鉱害防止事業計画の審査及び検査、鉱害防止技術に関する指導、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の交付業務等を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 立入検査実施状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
電気事業用電気工作物	3
自家用電気工作物	35

(単位：件)

項 目	2011 年度
水力発電所	9
火力発電所	31
風力発電所	4

(B) 電気事故等発生状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
感電又は破損による死傷事故	2
電気火災事故	0
破損又は誤操作による公共被害事故	0
主要電気工作物の破損事故	27
供給支障事故	0
電気事業者間の波及事故	0
自家用電気工作物からの波及事故	16
ダムの異常放流	0

(C) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
保安規程(変更)等届出	7,342
主任技術者選解任届出等	3,321
主任技術者免状交付関係	66
工事計画届出	84
使用開始届出	9
定期安全管理審査	39
電気関係報告規則関係届出等	1,540
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	316
電気保安功労者表彰	9

(イ) ・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
一般ガス事業者	11
簡易ガス事業者	19
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 事故発生状況

(単位：件)

項 目	2011 年
事故件数	10
うち死傷事故	1
うち死亡事故	0
死亡者数	0

(c) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
工事計画の届出	8
特定ガス工作物変更届出	11
保安規程（変更）届出	28
ガス主任技術者選解任届出	103
表彰関係（大臣、院長）	3
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	19

高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況・事故発生状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
立入検査	0

項 目	2011 年
事故件数	48

(b) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
-----	---------

大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	0
表彰関係（大臣、院長）	6

項 目	2011 年度
高圧ガス輸送保安確保のための共同 防災訓練開催地	釧路市

※北海道産業保安監督部、北海道、高圧ガス地域防
災協議会の三者共催

(B) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況・事故発生状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
立入検査	0

項 目	2011 年
事故件数	2

(b) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
製造施設等の変更許可	7
危害予防規程の変更認可	6
国家公安委員会への通報	13
完成検査	6
保安検査	2
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	1
表彰関係	1

(C) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
レイアウト確認検査	2
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	4

(b) 事故発生状況

(単位：件)

項 目	2011 年
事故件数	2

(D) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況・事故発生状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
立入検査	0

項 目	2011 年
事故件数	29

(b) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
表彰関係	1

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施（危害関係検査実績）

(単位：件)

項 目	2011 年度
金属・非金属	2
石灰石	13
石油・天然ガス	9
石炭	19

(b) 事故発生状況

(単位：人)

項 目	2011 年
金属・非金属	0
石灰石	0
石油・天然ガス	1
石炭	1

(c) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
-----	---------

特定施設届出関係	26
保安規程届出関係	18
選任・解任届出関係	150
災害月報等報告関係	492
保安図関係	28
法第47条報告関係	0

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

(単位：件)

項 目	2011 年度
金属・非金属	68
石灰石	9
石油・天然ガス	7
石炭	14

(b) 事故発生状況

(単位：件)

項 目	2011 年
金属・非金属	1
石灰石	0
石油・天然ガス	0
石炭	0

(c) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

(単位：千円)

項 目	2011 年度
鉱山数	13
補助金額	333, 157

(d) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2011 年度
特定施設届出関係	57
事故等報告関係	2
補助金関係	185
特措法関係	36

7. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

(1) 管轄区域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（鉾山保安にあつては、次項7. 3. (1)の管轄区域を除く。）及び新潟県（電気に関するもののみ）。

(2) 施策の概要

電力（原子力発電所を除く）、都市ガス、火薬類、高圧ガス、鉾山等に関する安全確保を目的として、各事業者による自主保安を前提に、厳正な監督・検査等を実施した。

更に、各種会議等の開催により、自主保安の意識向上を図り、一層効率的でかつ実効性のある産業保安の推進に取り組んだ。

また、「金属鉾山等鉾害対策特別措置法」の施行及び補助事業の実施により、鉾害防止事業を推進した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 電気工作物の検査等の実施

(単位：件)

項 目		2011 年度
使用前安全管理審査	システム	1
	個 別	34
	計	35
定期安全管理審査	システム	1
	個 別	2
	計	3
第三者の安全管理審査の評定	システム	3
	個 別	100
	計	103

(B) 立入検査等の実施

(単位：件)

項 目	2011 年度
電気事業用電気工作物	9
自家用電気工作物	28
電気工事業者立入検査	7
認定学校・養成施設立入調査	5

(C) 主任技術者免状交付及び電気工事資格認定件数

(単位：件)

項 目	2011 年度
-----	---------

ダム水路主任技術者免状	28
ボイラー・タービン主任技術者免状	19
電気主任技術者免状	69
電気工事資格認定	728

(D) 電気工事業者の届出件数

(単位：件)

項 目	2011 年度
登録電気工事業者登録・届出関係	3
通知電気工事業者通知関係	5
みなし登録電気工事業者届出関係	32

(E) 各種会議等の開催

ボイラー・タービン主任技術者会議

・2011 年 11 月 2 日 仙台市

ダム水路主任技術者会議

・2012 年 2 月 7 日 仙台市

(F) 電気事業関係表彰の実施（東北管内分）

電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰

項 目	2011 年度
自家用電気工作物設置の事業場	0 事業場
電気事業者の事業場	0 事業場
電気工事業者の営業所の部	2 事業場
電気主任技術者	2 名
電気工事士	2 名
永年勤続者	4 名

・2011 年 8 月 24 日 仙台市

電気保安功労者大臣表彰

項 目	2011 年度
工場等の部	1 事業場
個人の部	2 名

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 立入検査等の実施

項 目		2011 年度
火薬類取締法 (単位：件)	完成検査	7
	保安検査	3
高圧ガス保安法	(単位：件)	0
一般ガス事業	(単位：事業所)	13
簡易ガス事業	(単位：事業所)	32

ガス導管事業者	(単位：事業所)	0
液石法	(単位：事業所)	18

(B) 会議等の開催

液化石油ガス消費者保安対策推進会議の開催

・2012年3月13日 仙台市

ガス主任技術者会議の開催

一般ガス事業者：2011年10月5、6日 仙台市

簡易ガス事業者：2012年1月26、27日 仙台市

(C) 液化石油ガス業務主任者等保安研修会の開催

・2011年10月25日 盛岡市

・2011年10月26日 仙台市

(D) 液化石油ガス販売事業者等保安ヒアリングの実施

・2011年度：販売事業者13社、保安機関16社

計29社

(E) 高圧ガス保安功労者等の表彰の実施

・2011年11月18日（第25回 高圧ガス保安東北大会）
仙台市

(単位：件)

区 分		2011 年度
原子力安全・保安院長表彰	優良製造所	1
	保安功労者等	4
	優良販売業者等	2
	優良製造保安責任者等	2
経済産業大臣表彰	優良製造所	0
	保安功労者等	0
	優良販売業者等	0
	優良製造保安責任者等	0

(F) ガス保安功労者表彰の実施

○原子力安全・保安院長表彰

・2011年11月8日 仙台市

一般ガス事業 2011年度：個人3名

簡易ガス事業 2011年度：個人2名

(G) 火薬類保安功労者等の表彰の実施

○火薬類保安原子力安全・保安院長表彰

・2011年12月7日 仙台市

優良従事者：1名

優良事業場：1件

(ア) 鉱山の保安

(A) 立入検査の実施

(単位：件)

検査等の種類	2011 年度
保安検査	52
鉱害等検査	48
特別検査	4
その他検査（休止鉱山等、集積場、石油坑井）	31
特措法に基づく検査	0
法39条命令調査	3
廃止鉱山調査	0
合 計	138

(B) 保安教育、保安指導等の実施

保安統括者会議の開催

・2011年6月2日 仙台市

全国鉱山保安週間における保安活動の推進

保安指導の実施

・2012年3月8日 1鉱山

保安担当者研修の開催

・2012年1月25日（仙台市）

(C) 鉱山保安関係表彰の実施

東北地方鉱山保安表彰 (単位：件)

区 分	2011 年度
優良鉱山	1
保安責任者	0
保安従事者	11
保安功労・貢献者	0

・2011年9月16日 仙台市

(D) 「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の施行

「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、使用中の特定施設に係る鉱害防止積立金の算定及び使用済特定施設に係る鉱害防止事業の把握を行った。

(E) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

・休廃止鉱山で、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の鉱山の鉱害防止工事に要する経費の一部を補助金として地方公共団体に交付した。

(単位：件)

項 目	2011 年度
鉱害防止工事	4
危害防止工事	0
亜炭鉱放置坑口閉そく工事	0

坑廃水処理	11
-------	----

・休廃止鉱山で、坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理に要する経費のうち、自己の採掘活動に係るもの以外の部分に要する経費の一部を補助金として事業者に交付した。

・2011年度： 21件

(F) 廃止石油坑井封鎖事業費補助事業

廃止石油鉱山で、鉱害防止義務者が不存在の鉱山の坑井封鎖工事に要する経費の一部を補助金として地方公共団体に交付した。

・2011年度： 2件

(4) 東日本大震災への対応

2011年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」を受け、関東東北産業保安監督部東北支部では、災害対策本部を設置し、所管事業者への被災状況調査、復旧状況調査等を通じ、被害及び復旧に関する情報収集等を実施した。

7. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県（1都10県）

○電気に関するものについては、新潟県、長野県、静岡県の一部を除く。

○ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市の一部、袋井市の一部を除く。

○石炭鉱業に関するものについては、福島県も管轄。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 施策概要

電気、都市ガス・高圧ガス・火薬類・液化石油ガス及び鉱山の保安について、立入検査等を実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。また、災害発生防止のため関係団体等への指導を行った。

電気保安については、事故報告を取りまとめ、電気主任技術者セミナー等における発表等を実施し、事故防止の啓

発を促した。

都市ガスについては、ガス工作物等の事故発生及び再発を防止するためガス主任技術者会議その他講習会を通じて周知・啓蒙を図った。高圧ガス、火薬類、液化石油ガス等については、都県火薬類及び高圧ガス取締担当学会議を開催した。

鉱山の保安については、「第11次鉱業労働災害防止計画」及び災害・鉱害の発生状況等を踏まえ、管内鉱山におけるリスクマネジメントシステムを活用した自主保安体制の確立による危害の防止及び鉱害の未然防止を推進するため、「平成23年度鉱山保安監督指導」を作成し、監督指導を実施した。

東日本大震災に係る対応については、電気・ガス・鉱山等の関係事業者や関係団体、都県等から被害・復旧情報等の収集を行うとともに、被害を受けた事業所に対し必要に応じ現地調査を実施した。情報収集結果については災害対策本部会議に報告するとともに、速やかに本省等に情報提供を行った。

(3) 業務実施状況

(ア) 電気の保安

(A) 電気工作物の保安及び電気工事等の関係業務に係る処理

事業用電気工作物の発送変電設備及び需要設備に係る届出受理等を行うとともに、これらに対する安全管理審査及び立入検査等を実施した。

また、主任技術者の免状交付及び、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者の認定証の交付、電気工事業者に対する登録・届出受理・立入検査を実施するなど保安の確保に努めた。

電気工作物の保安及び電気工事関係業務の処理件数

(単位：件)

	2010年度	2011年度
電気事業用及び自家用電気工作物の工事計画、安全管理審査関係	1,215	1,673
主任技術者の選任関係	26,092	27,088
保安規程等関係	40,710	41,227
電気事故報告関係	219	174

主任技術者、電気工事士の免状交付等	4,061	3,602
電気工事士養成施設の指定・変更届等	13	18
電気工事業者の登録等	132	146
電気工事業者に係る立入検査	14	7
PCB含有電気工作物の報告関係	3,505	2,426
電気安全表彰数	35	31
電気工作物に係る立入検査	111	36
合計	76,107	76,428

(B) 電気工作物設置者等に対する指導・監督

電気工作物設置者に対して、自主保安体制の確立のため、保安規程の届出及び主任技術者の選任等の指導監督業務を実施した。電気工事業者に対して、法令遵守等の指導監督業務を実施した。

また、法令改正等については電気主任技術者セミナー、各種電気主任技術者会の説明会等において周知した。

(C) 電気安全推進業務

電気事故報告を分析し事故事例等として取りまとめた。これを電気使用安全月間に実施する電気安全講演会、電気主任技術者セミナー、各種主任技術者会等において発表し、また日本電気協会等の出版物への掲載によって事故防止の啓発を行った。

(D) 事故発生状況

事業用電気工作物の管内の事故報告状況は次のとおりである。

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
感電死傷事故	24	16
電気火災事故	2	1
電気工作物の欠損等による人身又は物損等の事故	10	9
主要電気工作物破損事故	38	32
電気事業者の供給支障事故	0	3
電気事業者間で供給支障を発生させた事故	0	0
自家用電気工作物から電気事業者に供給支障を発生させた事故	148	111

ダムの洪水吐きから異常に放流させた事故	0	0
社会的に影響を及ぼした事故	0	10
法第 106 条に基づくその他事故報告	2	1
合計	219	219

(注) 1 回の事故で 2 以上の事故種類に跨る場合は、各事故種類毎に計上しているが、合計では重複しない。

(E) 東日本大震災に係る対応状況

(a) 特例措置の実施について

履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限(平成 23 年 6 月 30 日)までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないなどとする特例措置について、保安規程届(電気事業法第 42 条)、保安管理業務外部委託承認(同法施行規則第 52 条)、事故報告(電気関係報告規則第 3 条)について対応した。

(b) 夏期の電力需給への対応

東日本大震災の影響による、夏期における東京電力管内での電力需給の逼迫状況に対応するため、既設及び新設の非常用予備発電装置を対象に、条件を付した上でピークカットの必要時に一般負荷対応として使用することを認める運用を行った。

また、6 か月の期限内で新設する非常用予備発電装置(ばい煙発生施設に該当するもの)については電気事業法第 4 条第 1 項による工事計画届出書を不要とし、あらかじめ電気関係報告規則第 4 条に基づく報告(ばい煙(騒音・振動)発生施設に関する届出書)に代えることで、手続きを簡略化する運用を行った。

(c) 電気設備被害調査検討会

電気安全関東委員会に電気設備被害調査検討会を設置し、自家用電気工作物の被害状況の調査を行い、今後の再発防止対策について関係機関と検討を行った。

平成 24 年 3 月に同検討結果について報告書をまとめ、各種講演会等において広く周知を行った。

(イ) 都市ガス・高圧ガス・火薬類・液化石油ガス等の保安

(A) 都市ガスの保安

ガス工作物の工事、維持及び運用については、工事計画の届出、保安規程の届出、ガス主任技術者の選任等によって保安を確保した。ガス消費機器設置工事業者に対しては有資格者の監督の義務付け、また、ガス事業者に対しては需要家が使用しているガス機器の安全使用の周知、ガス機器の調査を義務付け、立入検査等により指導を行った。

都市ガス立入検査件数

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
一般ガス事業者	15	9
簡易ガス事業者	17	20
大口ガス事業者	0	0
導 管 事 業 者	1	1
準 用 事 業 者	0	0

(B) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガス等の保安

「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」に基づき、それぞれ製造、輸入、販売、貯蔵、消費及び運送について現地調査、施設検査、届出等により指導を行った。「液石法」に基づき、家庭・厨房用液化石油ガスの供給設備等及び保安機関について立入検査、保安機関の認定、届出等により指導を行った。

火薬類製造施設完成・保安検査件数

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
製造施設完成検査	20	31
製造施設保安検査	13	13

液化石油ガス立入検査件数

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
販 売 事 業 者	22	18
保 安 機 関	28	23

(ウ) 鉱山の保安

(A) 保安指導員による鉱山保安指導

鉱山における保安教育の促進を図るため、管内鉱山に

おいて保安指導（保安教育）を実施した。

(B) 鉱山保安確保のための業務の実施

「鉱山保安法」に基づき鉱山労働者に対する危害の防止及び鉱害の防止等を図るための各種審査等（施業案の審査、施設の届出受理等）の業務を行った。

また、次のとおり立入検査を実施した。

2011 年度立入検査件数

鉱 種 別	保 安	鉱害等	その他
金属・非金属	7	2	3
石 灰 石	30	2	3
石油・天然ガス	24	4	0
亜 炭	0	0	0
合 計	61	8	6

(C) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金事業の実施

(a) 鉱害防止義務者不存在

休廃止鉱山及びその周辺の鉱害調査の結果、鉱害防止対策が必要なとき、鉱害防止義務者不存在の場合は、地方公共団体が事業主体となって、鉱害防止工事の推進を図るよう、その事業に要する経費の一部（3/4）を補助した。

なお、2011 年度は、1 鉱山に対して坑廃水処理事業の補助事業を行った。

(b) 鉱害防止義務者存在

鉱業権は存続しているが既に採掘活動を終了し、今後とも再開の見込みのない鉱山等について、坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用について国と地方公共団体が費用を補助し、坑廃水処理事業者が坑廃水処理を実施した。

なお、2011 年度は、6 鉱山に対して坑廃水処理事業における補助を行った。

(D) 災害発生状況

2011 年（1 月～12 月）の管内の災害発生状況は次のとおりである。

り 災 者

(数単位：人)

鉱 種 別	2011 年
-------	--------

金属・非金属鉱山	1
石灰石鉱山	5
石油・天然ガス鉱山	2
亜炭鉱山	0
合 計	8

(参考) 鉱山数・鉱山労働者数

(2010 年 12 月末)

鉱 種 別	鉱 山 数	鉱山労働者数
金属・非金属	30	368
石灰石	43	1,414
石油・天然ガス	34	1,009
石炭・亜炭	1	7
合 計	108	2,798

(E) 鉱害発生状況

東北地方太平洋沖地震により、集積場の一部が流出し、下を走る軌道及び河川に流出する鉱害が 1 件、また、重油ポンプの部品が破損し、重油が河川に流出した鉱害が 1 件発生した。

(エ) 保安表彰

電力・ガス・高圧ガス・鉱山の各分野の保安に関し顕著な功績を上げた事業所、事業者、個人等に対し、原子力安全・保安院長表彰を行った。

7. 4. 中部近畿産業保安監督部

(1) 管轄区域

愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県を管轄（ただし、電気については長野県全域、静岡県及び福井県の一部を、ガスについては静岡県の一部を含む。）。

監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域の電気及びガス（一般ガス及び簡易ガス）については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

(2) 施策の概要

(ア) 電力の保安

電気工作物の工事、維持及び運用を規制することにより公共の安全の確保と電気事故の防止を図るため、電気事

業者及び電気工作物施設者等に対する監督指導を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

自主保安体制の徹底、定着を基礎として、法令の適正な運用等によって、公共の安全の確保・公害の防止を図るため、ガス等の事業者及び関係団体等に対する監督指導を実施した。

(ウ) 鉱山の保安

2008 年度からは、「第 11 次鉱業労働災害防止計画」として新たな 5 年計画が告示されたため、同計画を踏まえた鉱山保安監督指導の重点に基づき、災害撲滅の目標達成のために、リスクマネジメントシステムの構築による新たな自主保安体制の確立を図ることを徹底させるとともに、作業手順書等の整備を図ることなどにより災害及び鉱害の防止対策を推進するよう指導した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 変電、送電、需要設備、発電所及び一般用電気工作物の安全の確保

(a) 届出の審査及び安全管理審査の実施

○使用前安全管理審査件数

・変電、送電及び需要設備 2010 年度 43 (6) 件

2011 年度 44 (11) 件

・水力、火力等の発電所 2010 年度 9 (6) 件

2011 年度 1 (2) 件

○定期安全管理審査件数

・火力発電所 2010 年度 28 (3) 件

2011 年度 9 (2) 件

注：() 内は北陸監督署の実施件数で外数

(b) 立入検査の実施

○立入検査件数

・送・変・配電及び需要設備 2010 年度 86 (62) 件

2011 年度 59 (48) 件

・水力、火力等の発電所 2010 年度 44 (24) 件

2011 年度 37 (21) 件

注：() 内は北陸監督署の実施件数（外数）

(c) 発電、送電、変電、配電設備及び需要設備の電気事故に係る再発防止指導

発電、送電、変電、配電設備及び需要設備の電気事故の再発を防止するため、講習会、研修会及び会議等を通じて周知・啓発を図った。また、電気事故が発生した場合、状況に応じ立入調査を実施し原因究明、再発防止等必要な措置を指示した。

○電気事故発生状況 (単位：件)

事故の種類	2010 年度	2011 年度
感電死傷事故	16 (1)	11 (2)
感電以外の死傷事故	3 (1)	0 (0)
電気火災事故	0 (1)	0 (2)
主要電気工作物破損事故	20 (12)	21 (8)
発電支障事故	0 (0)	0 (0)
供給支障事故	1 (0)	1 (0)
他社波及事故	0 (0)	0 (0)
波及事故	37 (21)	50 (7)
11 号事故 (異常放流)	0 (0)	2 (0)
災害 (社会的影響)	1 (0)	1 (0)
計	78 (36)	86 (19)

注：() 内は北陸監督署の件数で外数

(d) PCB 使用機器使用状況の把握

PCB 使用機器の報告書の審査・受理及び地方自治体への情報提供を実施した。

(e) 発電、送電、変電、配電設備及び需要設備の主任技術者免状交付に係る審査の実施

○免状交付件数 (本部実施分)

- ・電気主任技術者 2010 年度 33 (20) 件
2011 年度 65 (23) 件
- ・ダム水路主任技術者 2010 年度 4 (0) 件
2011 年度 1 (0) 件
- ・ボイラー・タービン 2010 年度 21 (0) 件
主任技術者 2011 年度 30 (0) 件

注：() 内は再交付件数 (外数)

○免状交付件数 (北陸監督署実施分)

- ・電気主任技術者 2010 年度 16 (4) 件
2011 年度 21 (3) 件
- ・ダム水路主任技術者 2010 年度 8 (0) 件
2011 年度 9 (0) 件
- ・ボイラー・タービン 2010 年度 9 (0) 件
主任技術者 2011 年度 9 (0) 件

注：() 内は再交付件数 (外数)

(f) 一般用電気工作物に関する調査業務の監督

(B) 電気工事業の安全の確保

注：(a) (b) の () 内は北陸監督署の件数 (外数)

(a) 電気工事業の届出

- 電気工事業者登録 2011 年度 1 (0) 件
- 届出事項変更届出 2011 年度 49 (18) 件

(b) 電気工事業の立入検査の実施

- 立入検査件数 2011 年度 7 (3) 件

(c) 認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証交付に係る審査の実施

○認定証交付件数 (本部実施分)

- ・認定電気工事従事者 2010 年度 1245 (6) 件
2011 年度 975 (4) 件
- ・特種電気工事資格者 2010 年度 79 (3) 件
2011 年度 67 (2) 件

注：() 内は再交付件数 (外数)

○認定証交付件数 (北陸監督署実施分)

- ・認定電気工事従事者 2010 年度 203 (1) 件
2011 年度 179 (1) 件
- ・特種電気工事資格者 2010 年度 19 (0) 件
2011 年度 19 (0) 件

注：() 内は再交付件数 (外数)

(C) 電気保安に係る広報活動

(a) 電気使用安全月間 (8 月) 講習会への講師派遣

(b) 電気保安功労者表彰 (原子力安全・保安院長表彰) の実施

- 原子力安全・保安院長表彰 2011 年度 19 (14) 件
- 経済産業大臣表彰候補者推薦 2011 年度 5 (2) 件

注：() 内は北陸監督署の件数 (外数)

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 都市ガスの保安

(a) 一般ガス事業

・許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業等の許認可等の処理状況は次表のとおりである。

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
工事計画の届出 (公害防止等報告)	0 (0)	1 (0)
工事計画の届出	5 (1)	7 (2)
工事計画変更の届出	3 (0)	3 (0)
工事計画軽微変更の届出	1 (1)	3 (0)
保安規程の変更届出	4 (3)	4 (2)
定期自主検査時期変更承認	0 (0)	0 (0)
ガス主任技術者特例選任承認	4 (0)	2 (1)

注：（ ）内は北陸監督署の処理件数（外数）

・一般ガス事業の立入検査（保安関係）

一般ガス事業者等に対し立入検査を実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

2010 年度：一般 5（4）事業者、準用 0（1）事業者

2011 年度：一般 2（3）事業者、準用 1（0）事業者

注：（ ）内は北陸監督署の立入件数（外数）

(b) 簡易ガス事業

・許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次表のとおりである。

（単位：件）

	2010 年度	2011 年度
簡易ガス事業の許可	0（0）	0（0）
事業譲渡譲受の認可	3（0）	3（0）
法人の合併認可	1（1）	0（0）
事業廃止の許可	4（2）	3（2）
事業休止の許可	7（4）	3（5）
供給地点の変更許可	23（7）	20（7）
特定ガス工作物の変更届出	14（11）	15（9）

注：（ ）内は北陸監督署の処理件数（外数）

・簡易ガス事業の立入検査

簡易ガス事業者に対し立入検査（保安関係）を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

2010 年度：20（12）事業者

2011 年度：27（9）事業者

注：（ ）内は北陸監督署の事業者数（外数）

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び資格証の再交付を次表のとおり行った。

・本部処理状況

	2010 年度	2011 年度
認定数	19 名 (認定手数料計 58,900 円)	20 名 (認定手数料計 62,000 円)
再交付数	2 名 (手数料計 4,500 円)	0 名 (手数料計 0 円)

・北陸監督署処理状況

	2010 年度	2011 年度
認定数	2 名 (認定手数料計 6,200 円)	3 名 (認定手数料計 0 円)
再交付数	1 名	0 名

	(手数料計 2,250 円)	(手数料計 0 円)
--	----------------	------------

(d) ガス保安功労者表彰

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあった者について、次のとおり原子力安全・保安院長表彰を行った。

・2010 年度：

ガス主任技術者 0（1）名

ガス保安関係永年勤続者 14（1）名

・2011 年度：

工場等 0（0）件

営業所 1（0）件

ガス主任技術者 1（2）名

ガス保安関係永年勤続者 12（1）名

ガス主任・永年勤続以外 0（0）件

注：（ ）内は北陸監督署管内表彰者（内数）

(e) 災害発生状況

・本部管轄分

一般ガス・簡易ガス事故発生状況（単位：件）

事 故 の 分 類		2010 年	2011 年
一般ガス	製造段階 （うち死亡）	0 (0)	0 (0)
	供給段階 （うち死亡）	7 (0)	10 (0)
	消費段階 （うち死亡）	11 (0)	13 (0)
	計	18 (0)	23 (0)
簡易ガス	製造段階 （うち死亡）	0 (0)	0 (0)
	供給段階 （うち死亡）	0 (0)	1 (0)
	消費段階 （うち死亡）	1 (0)	4 (0)
	計	1 (0)	5 (0)

・北陸監督署管轄分（単位：件）

事 故 の 分 類		2010 年	2011 年
一般ガス	製造段階 （うち死亡）	0 (0)	0 (0)
	供給段階 （うち死亡）	5 (0)	0 (0)
	消費段階 （うち死亡）	2 (0)	0 (0)
	計	7	0

		(0)	(0)
簡易ガス	製造段階 (うち死亡)	1 (0)	2 (0)
	供給段階 (うち死亡)	1 (0)	3 (0)
	消費段階 (うち死亡)	1 (0)	1 (0)
	計	2 (0)	6 (0)

(B) 液化石油ガスの保安

(a) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関の認定認可（2件（2011年度））、保安機関の認定更新の認可（8件（2011年度））を行うとともに販売店及び保安機関の立入検査（22件（2011年度））を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

また、保安体制の強化推進及び改正法への対応を図るため、中部ブロック会議の開催のほか、各種保安関係会議に参加する等、所要の指導を行った。

(b) 災害発生状況

液化石油ガス一般消費者等の事故

2010年 23件

2011年 14件

(C) 高圧ガスの保安

(a) 高圧ガスの災害防止対策の推進

高圧ガスによる災害発生防止のため、関係団体等への指導を行った。また、中部ブロック会議を開催した。

(b) 災害発生状況 (単位：件)

	2010年	2011年
火災・爆発	4	4
噴出・漏洩	35	42
破裂等	0	5
その他	1	3
盗難等	48	54
計	88	108

(c) 高圧ガス保安表彰

高圧ガス保安に関し、極めて顕著な功績を上げた事業所、事業者、個人等に対し、次のとおり原子力安全・保安院長表彰を行った。

・2011年度

優良製造所 2事業所

優良販売業者 4事業所

保安功労者 3名

優良製造保安責任者等 3名

(D) コンビナートの保安

(a) コンビナートの災害防止対策の推進

コンビナートにおける災害発生防止のため、レイアウト規制の指導を行った。

(b) 災害発生状況

(単位：件)

	2010年	2011年
火災	7	6
爆発	2	0
漏洩	14	14
その他	0	2
計	23	22

(E) 火薬類の保安

(a) 保安業務の推進

管内3火薬類製造事業所の保安検査を年1回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。また、中部ブロック会議を開催し、管内各県火薬類担当者と意見交換を行った。

(b) 災害発生状況

(単位：件)

	2010年	2011年
産業火薬類製造中	0	0
産業火薬類消費中	0	0
産業火薬類以外の製造中	2	0
産業火薬類以外の消費中	6	4
その他	2	1
計	10	5

(c) 火薬類保安表彰

火薬類の保安に関し、極めて顕著な功績を上げた個人及び事業所に対し、次のとおり原子力安全・保安院長表彰を行った。

・2011年度

保安功労者 5名

優良従事者 2名

優良事業所 5事業所

(ウ) 鉱山の保安

(A) 災害防止対策の推進

- (a) 重点事項として、改正鉱山保安法制度の基本であるリスクマネジメントシステムの普及・促進に努めた。
- (b) ヒューマンエラーによる災害を防止するため、作業手順書等の整備のほか、機械や装置について安全性と信頼性の向上を図らせた。
- (c) 保安検査に当たっては、法規違反、不安全状態等の指摘にとどまらず、リスクマネジメント手法による原因究明と対策の実施の普及に努めた。
- (d) 保安検査における改善事項については、鉱山労働者への周知徹底を図らせるとともに、改善状況を確認するための追跡検査を実施した。
- (e) 災害が発生した鉱山については、法規違反等に対する処分等厳正な措置をとるとともに、再発防止を図るため、応急対策及び恒久対策を実施させたほか、他の鉱山に対しても類似災害防止の観点から、見直し点検を実施させた。

(B) 鉱害防止対策の推進

鉱山、製錬所における集積場、坑廃水、鉱煙、粉じん、騒音、振動及び鉱業廃棄物について、各鉱山の規模、操業形態、自然条件及び鉱害発生状況等の特質に対応した監督を行った。特に、耐火粘土、けい砂鉱山に対しては、坑廃水処理強化について監督・指導を実施した。

金属鉱山等の休廃止鉱山対策としては、坑廃水処理に係る鉱害防止等工事費補助金を交付した。一方、操業中の鉱山に対しては、鉱害防止事業の確実な実施を図らせるため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、毎年度、鉱害防止積立金による資金の確保に努めさせた。

(C) 保安教育の充実等

鉱業労働災害防止協会名古屋支部が開催する鉱山作業講習会に鉱務監督官を派遣し、鉱山労働者の資質の向上と保安意識の高揚を図った。

(D) 災害発生状況（罹災者数（軽傷以上））

（単位：名）

	2011 年（暦年）
金属・非金属鉱山	0 (0*)
石灰石鉱山	2 (0*)

*非鉱山労働者で外数

(E) 立入検査の実施状況

（単位：件）

	2011 年度
危害関係検査	75
鉱害関係検査	38

(F) 中部地方鉱山保安表彰

保安意識の高揚及び徹底を図ることを目的として、鉱山の保安に関し成績が特に優秀な鉱山及び鉱山保安の確保に顕著な功績のあった者に原子力安全・保安院長表彰を行った。

・ 2011 年度

鉱山の部 1 鉱山

保安従事者の部 1 2 人

7. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

当支部の管轄区域は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県であるが、電力の保安に関しては、兵庫県の赤穂市の一部地域及び福井県の嶺北地域を除き、岐阜県の関ヶ原町の一部地域、三重県の熊野市の一部地域及び南牟婁郡の地域を管轄している。

(2) 施策の概要

(ア) 電力の保安

発電所、送電線、変電所、工場・ビル・家庭等の電気設備など電気にかかる設備全般の安全確保に関する業務を行い、さらに、電気・ボイラー・タービン・ダム水路に関する国家資格等の業務、発電所の環境保全対策や新エネルギー発電施設の安全を確保する業務を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

火薬類、都市ガス、高圧ガスなどを取り扱う者に対する監督及び指導、液化石油ガスの消費者に係る保安の確保等災害防止や産業保安の確保に関する業務を行った。

(ウ) 鉱山の保安

鉱山における危害及び鉱害の防止（坑廃水、鉱煙、集積場、粉じん、騒音・振動等）に係る保安の確保について、指導・監督を行った。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物の保安確保

事業用電気工作物に係る安全管理審査を実施し、自主保安体制の確立を図るに当たって、その状況の確認、保安規程及び主任技術者に係る指導及び監督を行うため立入検査を実施した。また、保安規程及び主任技術者等の届出等処理した。一般用電気工作物については、調査業務を行う登録調査機関の監督を実施した。

安全管理審査件数

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
水力発電所	1	1
火力発電所	53	4
火力発電所評定	243	203
風力発電所	2	1
太陽電池発電所	0	4
送電・変電設備	1	0
需要設備	64	65

立入検査件数

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
水力発電所	9	7
火力発電所	31	12
風力発電所	3	2
送電・変電設備	8	8
需要設備	89	48

(B) 電気事故に係る再発防止

電気事故が発生した場合、事故後状況等の報告を受け、原因究明等事故後の方針について指導を行い、その後設置者より示された再発防止策の確認を行った。

電気事故発生状況は、以下のとおり。

電気事故発生件数

(単位：件)

事故の種類	2010 年度	2011 年度
感電死傷事故	13	9
電気火災事故	0	3
破損事故	11	16
社会的に影響を及ぼした事故	0	0

供給支障事故	1	1
波及事故	32	43

(C) 主任技術者の免状交付

免状交付申請のあった者に対し、実務経験等の確認を行い、要件を満たす者に対して免状の交付を行った。

免状交付件数

(単位：件)

免状の種類	2010 年度	2011 年度
電気主任技術者	129	158
ダム水路主任技術者	11	11
ボイラー・タービン主任技術者	40	29

(D) 電気工事業等の保安確保

(a) 電気工事業者への監督・指導

電気工事業の業務の適正な実施を確保するため、立入検査等を実施し、指導を行った。

立入検査件数

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
電気工事業	10	7

(b) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付に係る審査の実施

認定の申請のあった者に対し、実務経験等の審査を行い、要件を満たす者に対して認定証の交付を行った。

認定証交付件数

(単位：件)

	2010 年度	2011 年度
特種電気工事資格者	74	82
認定電気工事従事者	1718	1240

(E) P C B使用機器使用状況の把握

経年劣化による電気工作物の損壊等により P C B 含有絶縁油漏洩等を防止するに当たり、P C B 使用機器の使用状況を適切に把握するため、2001 年度より創設された報告制度に基づき、P C B 使用機器各種届出書の受付を行い、さらに得られた情報の地方自治体への提供を実施した。

(F) 保安広報

(a) 電気使用安全月間（8 月）講習会の開催

電気事故防止、自主保安体制確立のための周知・啓

蒙を図るため、毎年7～8月にかけて10か所程度で講習会を実施しており、2011年度においても実施した。

(b) 電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰

電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について原子力安全・保安院長表彰を行った。また、経済産業大臣表彰候補についても推薦した。

(G) 原子力施設の安全確保

原子力施設の安全を確保するため、原子力発電所及び原子燃料加工施設に係る原子力災害対策の支援を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 火薬類における保安の確保

「火薬類取締法」に基づき、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、製造事業者に対する保安検査の実施及び製造施設等の変更に伴う許可事務等を実施した。

また、火薬類の保安に関し、顕著な功績のあった保安功労者、優良事業所等に対し、隔年で原子力安全・保安院長表彰を実施しているほか、管内の府県担当者からなるブロック会議を開催した。

○保安検査件数 2010年度： 5件

2011年度： 5件

(B) 高圧ガスにおける保安の確保

「高圧ガス保安法」に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス設備の保安検査機関の指定及びこれら機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

また、高圧ガスによる災害防止のために顕著な功績のあった保安功労者、優良事業所等に対し、原子力安全・保安院長表彰を実施したほか、管内の府県の担当者からなるブロック会議を開催した。

○立入検査件数 2010年度： 1件

2011年度： 1件

(C) 液化石油ガスにおける保安の確保

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、液化石油ガスによる災害を防止し、公共の福祉を増進するため、液化石油ガスの販売事業者の登録、保安機関の認定及びこれら事業者・機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

また、管内の府県担当者からなるブロック会議を開催した。

○立入検査件数 2010年度： 55件

2011年度： 22件

(D) ガス事業における保安の確保

「ガス事業法」に基づき、ガスの使用者の利益を保護するとともに、公共の安全を確保することを目的とし、一般ガス事業者、簡易ガス事業者等の立入検査を実施するとともに、工事計画等の届出に関する事務を実施した。

また、ガス事業の保安に関し、顕著な功績をあげた保安功労者、優良事業場等に対し、原子力安全・保安院長表彰を実施した。

○立入検査件数 2010年度： 38件

2011年度： 21件

(E) 石油コンビナート等における災害防止

「石油コンビナート等災害防止法」に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害発生の防止のため、新設又は変更に係る石油貯蔵所等のレイアウト確認調査を実施した。

(ウ) 鉱山の保安

(A) 業務実施状況

(a) 災害防止対策

保安検査保安統括者会議等において、現況調査を踏まえた保安規程の見直しやリスクマネジメントシステムの定着・促進を指導・助言し、自主保安体制の確立を図らせた。鉱山で発生した災害・鉱害について、災害等の発生の都度関連情報を各鉱山に周知し、水平展開を図った。

また、鉱山における保安活動の活性化のため、外部講師による管理者研修を実施するほか、2010年度に実施した管内鉱山の保安活動実施状況アンケートの結果を踏まえ、保安推進活動活性化の留意点について資料をとりまとめ、各鉱山に配布するとともに、地区鉱山保安部会においての意見交換を実施した。

(b) 鉱害防止対策

鉱業権者に対し鉱害防止が社会的要請であることを自覚させるとともに、鉱害防止対策の実施及び施設の維持管理に重点を置き、鉱害防止に万全を期すように指導した。

休廃止鉱山に係る鉱害の防止について、関係機関と

連絡を密にし、補助金制度を活用した鉱害防止事業を計画的に実施させた。

また、2011 年 9 月の台風 12 号による管内廃止鉱山の集積場関係施設等に係る被害に対し、被害情報の収集及び復旧の指導・確認を行い、更なる鉱害発生の未然防止に努めた。

保安検査等の実施状況

(単位：件)

	2011 年度
保安検査	27
特別検査	0
鉱害等検査	31
その他検査等	7

(B) 災害発生状況

2011 年度の災害発生状況は次のとおりである。

(単位：人)

2011 年度	死亡	重傷	軽傷	計
金属非金属	0	1	0	1
石灰石	0	0	0	0

(C) 鉱害発生状況

休廃止鉱山を含む管内鉱山においては、社会的な問題となる事象は発生しなかった。

7. 6. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区域

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

ただし、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気工事士法については、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（1963 年 9 月 1 日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（2005 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町。

(2) 施策概要

2011 年度においては、電力安全、各種ガス・火薬類・コンビナート保安、鉱山保安の各分野において、以下のとおり取組を行った。

(ア) 電力の保安

電力安全においては、電気事業法が自主保安、事後規制体制へ移行したことを踏まえ、電気工作物の設置者・使用者が自主的に適切な保守管理を行うことを前提に、電気設備の立入検査等を機動的に実施し、得られた保安情報を各種会議や研修会、さらにはホームページを通じてフィードバックをし、実効的な保安対策を推進した。また、事故が発生した場合には、正確かつ迅速な情報収集に努め、早期の復旧及び事故の再発防止に向けた指導を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

火薬類・各種高圧ガス設備の安全及びコンビナート防災については、事業者並びに各県及び関係機関等と密接な連携により事故防止対策の徹底を図った。

液化石油ガスや都市ガス等の保安については、事業者の自主保安体制の一層の徹底・定着を促進するとともに、立入検査及び事業者からの報告徴収、改善命令等の事後規制によって安全維持に努めるとともに、消費者に対し適切な情報提供を行った。

(ウ) 鉱山の保安

鉱山保安については、保安統括者会議、保安研修、各地区保安対策協議会等の場を活用した啓発活動の継続により鉱業権者の自主的な保安上の危険把握と対策の実施・見直し、いわゆるリスクマネジメントの普及、定着による自主保安体制の確立を強力に指導した。また、立入検査を通し、鉱山保安法令における基準等の適合性や自主保安体制の確保についての確認を行い、災害及び鉱害の未然防止を図った。

休廃止鉱山対策としては、鉱害の発生防止のため休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を地元自治体等と連携しつつ実効ある形で執行した。

鉱山における災害・事故情報については、関係各鉱山へ電子メール等を用い迅速に情報の提供を行い、情報共有化・水平展開による災害防止の推進を図った。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

電気事業用及び自家用の発電所、送電線路、変電所、需

要設備等の新設、変更について、処理した件数並びに使用前及び定期安全管理審査実施件数は次のとおりである。

処理件数 (単位：件)

件 名	2011 年度
工事計画届出	117
定期検査等時期変更承認	23
使用前安全管理審査	31
定期安全管理審査	5
保安規程（変更）、使用開始届出等	7,465

使用前安全管理審査実施件数 (単位：件)

項 目	2011 年度
電気事業用電気工作物	2
自家用電気工作物	29
計	31

(A) 主任技術者

電気事業用及び自家用電気工作物に係る電気、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者選任等について処理した件数は次のとおりである。

選任、許可、承認等処理件数 (単位：件)

件 名	2011 年度
主任技術者の選任、許可及び承認等	5,441

(B) 主任技術者免状の交付

電気、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者免状の交付申請があった者に対して、実務経験等の審査を行い、要件を具備する者に対して免状の交付を行った。交付件数は次のとおりである。

主任技術者免状交付件数 (単位：件)

() 内は再交付の件数で外数

項 目	2011 年度
電気主任技術者	88 (10)
ダム水路主任技術者	10 (0)
ボイラー・タービン主任技術者	25 (0)
計	123 (10)

(C) 電気事業用電気工作物に係る立入検査

電気事業用電気工作物の保安確保の状況調査をするため、立入検査を実施した。立入検査件数は次のとおり

である。

立入検査実施件数 (単位：件)

項 目	2011 年度
電力設備	5
水力設備	2
火力設備	2
計	9

(D) 自家用電気工作物に係る立入検査

水力、火力発電所、需要設備等の自家用電気工作物における保安確保の状況調査及び啓発・指導を行うため、立入検査を実施した。立入検査件数は次のとおりである。

・2011 年度： 29 件

(E) 電気保安功労者表彰

電気保安功労者表彰実施要領に基づき、電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について、次のとおり原子力安全・保安院長表彰を行った。

・原子力安全・保安院長表彰（管内分）

2011 年度： 15 件

(F) 電気工事業者に係る立入検査

電気工事業者の業務の適正な実施を確保するため、管内の電気工事業者に対して立入検査を実施した。立入検査件数は、次のとおりである。

・2011 年度： 6 件

(G) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付等

処理した件数は次のとおりである。

認定証交付等件数 (単位：件)

区分		2011 年度
特種電気 工事資格者	認定証交付	33
	再交付、書換え	2
認定電気 工事従事者	認定証交付	616
	再交付、書換え	5
計		656

(H) 電気事故

2011 年度の電気事故の発生状況は次のとおりである。

電気事故件数 (単位：件)

電気事故種別	2011 年度
--------	---------

人身事故	8
社会的影響を及ぼした事故	1
電気火災事故	0
主要電気工作物破損事故	7
供給支障事故	0
電気事業者へ波及した事故	27
計	43

中国四国産業保安監督部では、電気事故発生した場合、設置者に対して事故状況等の説明を受けるとともに、必要に応じて原因究明及び再発防止対策に係る指導を行っている。

また、最近の事故事例等について、電気主任技術者技術研修会及びボイラー・タービン主任技術者会議を通じて周知・啓発を図り、類似事故の発生防止、保安の確保の徹底に努めている。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

○ガス事業に関する業務

(A) 一般ガス事業

(a) 認可届出等

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業の認可届出等の処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

件名	件数
	2011 年度
工事計画の届出	3

(b) ガス事業監査及び保安立入検査

一般ガス事業者に対する保安立入検査を次のとおり実施した。

(単位：件)

件数	
2011 年度	
本店	支店等
13	1

(B) 簡易ガス事業

(a) 許認可等

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

件名	件数
	2011 年度

簡易ガス事業の許可	2
供給地点等の変更許可	6
簡易ガス事業の休・廃止許可	7
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	5
法人の合併認可	1
特定ガス工作物の変更届出	3 3

(b) 簡易ガス事業の立入検査

簡易ガス事業者に対し立入検査を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

<実施件数>

・2011 年度：28 事業者 39 地点群

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び再交付を次のとおり行った。

<2011 年度>

・認定数： 3 名

・再交付： 2 名

(D) ガス保安功労者表彰式

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあった者について、原子力安全・保安院長表彰を行った。

(単位：件)

件名	件数
	2011 年度
工場等	1
ガス主任技術者	5
ガス保安関係永年勤続者	2
団体	0

○高圧ガス、液化石油ガス等に係る業務

(A) 高圧ガス等による災害防止対策の推進

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動及び消費中における事故発生及び災害の拡大防止のため、防災訓練の実施を支援し、また、事故対策に係る会議等を行い、保安体制の充実を図った。

さらに、高圧ガス保安協会中国支部及び日本産業・医療ガス協会の実施する講習等を通じて、自主保安意識の向上を図った。

(a) 「高圧ガス保安法」及び容器保安規則の規程に基づく高圧ガス特別充てん許可

・2011 年度 実施件数：45 件

(b) 指定保安検査機関の指定

・2011 年度 実施件数：1 件

(c) 大臣認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の現地調査

・2011 年度 実施件数：5 件

(d) 大臣認定試験者の現地調査

・2011 年度 実施件数：1 件

(e) 表彰の実施

中国管内において、高压ガスの保安のため、永年にわたり功労のあった者及び事業所を対象として原子力安全・保安院長表彰式を行った。

・2011 年度 受賞者数：15 者

(f) 高压ガスブロック会議

中・四国各県の高压ガス及び液化石油ガス保安担当者会議を開催し、保安行政についての討議を行った。

・2011 年度 開催回数：1 回

(B) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関の認定、認定の更新及び一般消費者等の数の増加の認可等を行うとともに、中国四国産業保安監督部所管の販売所等の立入検査を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

(単位：件)

種別	件数
	2011 年度
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス保安機関認定	1
液化石油ガス保安機関認定の更新	2
一般消費者等の数の増加の認可	8
当部所管の販売所等の立入検査	20

また、保安体制の強化推進及び改正法への対応を図るため、中・四国ブロック会議のほか、各種保安関係会議に参加する等、所要の指導を行った。

(C) 火薬類の保安維持

火薬類製造所保安連絡会議及び中国・四国ブロック会議の開催等を行った。

・2011 年度 開催回数：2 回

また、火薬類製造所の保安検査を年 1 回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要

の指導を行った。

(単位：件)

種別	件数
	2011 年度
完成検査	10
保安検査	4

(D) 石油コンビナート等災害防止法

第 1 種事業所等に係るレイアウトの現地確認を行った。

・2011 年度 実施件数：2 件

(ウ) 鉱山の保安

(A) 危害の防止

(a) 重大災害を引き起こすリスクについて、鉱山が適正な現況調査を実施しているかどうか、現況調査の評価から得られた保安確保措置が保安規程に反映され、これが遵守されているかどうかを重点的に検査した。

(b) 落盤、岩盤崩壊対策として、適切な採掘法を採用させるとともに、採掘規格、残壁規格の遵守、鉱柱の適正配置、残壁の安全傾斜の保持等坑内、露天掘鉱山の保安確保を重点的に指導した。

(c) 粉じん防止対策として、良好な作業環境の実現・維持に万全を期すため、発生源に対する散水・集じん・施設の密閉等を指導したほか、坑内については、通気系統の確立及びディーゼル排ガス対策の推進を指導した。また、石灰石焼成炉における一酸化炭素中毒を防止するため、一酸化炭素ガスの漏洩防止対策、換気装置の整備、作業手順の整備・遵守状況について監督指導した。

(B) 鉱害の防止

(a) 鉱煙、坑廃水、騒音、振動の排出基準等が適用される鉱山等に対しては、基準適合性を重点的に検査した。

また、鉱害・事故の未然防止を図るべく、各種鉱害防止施設の点検、整備等維持管理状況についても重点的に検査した。

(b) 休廃止鉱山対策としては、休閉山する前に現況調査を実施させるとともに、その評価結果について保安計画を提出させ、的確な休閉山対策を図らせた。また、自治体等と連絡を密にし、積極的な補助金制度等の活用を図り、鉱害の防止に努めた。

(C) 主な監督検査実施状況

監督検査については、次のとおり実施した。

(単位：件)

	2011 年度
保安検査	37
鉱害等検査	45
その他検査	17
特別検査	8
法 39 条命令調査	1

(D) 災害発生状況

2011 年度は、3 日以上以上の休業を伴うり災害が 5 名生じた。災害事由は墜落 3 件、側壁の崩壊 1 件、転倒 1 件である。

(E) 鉱害等発生状況

2011 年度は、大雨による鉱山未処理廃水（低 pH）の河川流出が 3 件、施設の故障による鉱山未処理廃水（濁水）の河川流出が 1 件発生した。

7. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

ただし、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気工事士法については、徳島県、高知県、香川県（小豆郡及び香川郡直島町を除く。）、愛媛県（今治市（2005 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）及び越智郡上島町を除く。）

(2) 施策概要

電気・ガス事業の運営を適正かつ合理的にすることによって、電気・ガスの使用者の利益を保護し、また、工作物の工事・維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて、公害の防止を図るため、電気及びガス事業者、並びに工作物施設者に対する指導と監督を行っている。

管内の電気事業者としては、四国電力(株)、電源開発(株)、住友共同電力(株)及び大王製紙(株)がある。

また、一般ガス事業者として四国瓦斯(株)、ガス導管事業者として四国電力(株)があり、簡易ガス事業者は四国ガス燃料(株)ほか 71 事業者がある。

鉱山に対しては、いわゆるリスクマネジメントの導入等を柱として改正施行された鉱山保安法及び「第 11 次鉱業労働災害防止計画」を踏まえ、自主保安体制の円滑な定着を引き続き支援するとともに、危害・鉱害の未然防止対策について積極的に監督指導を実施している。

管内には 18 鉱山及び 1 附属製錬場がある。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の安全

(A) 電気施設に関する業務

(a) 電気施設

電気事業用及び自家用の送電線路、変電所、需要設備等の新設、変更について処理した件数は次のとおりである。

(単位：件)

件名	2011 年度
工事計画届出	50
使用前安全管理審査	17
保安規程（変更）届出	3,544

使用前安全管理審査件数

(単位：件)

設備名	2011 年度
送電設備	1
通信設備	0
変電設備	0
需要設備	16
計	17

(b) 電気主任技術者

電気事業用及び自家用電気工作物の電気主任技術者選任等について処理した件数は次のとおりである。

(単位：件)

件名	2011 年度
電気主任技術者の許可及び承認	2,186
電気主任技術者の選任及び解任届出	223

電気主任技術者免状の交付申請があった者に対して、実務経験等の審査を行い、要件を具備する者に対して

免状の交付を行った。電気主任技術者免状の交付件数については次のとおりである。

電気主任技術者免状交付件数

(単位：件)

交付区分	2011 年度
電気主任技術者免状交付	22
電気主任技術者免状再交付	8
計	30

(c) 電気施設の保安取締り

電気事業用電気工作物の保安確保状況を調査するため、(B) 発電設備に関する業務

立入検査を実施した。立入検査件数は 2011 年度 3 件であった。

自家用電気工作物における保安確保状況の調査及び啓発・指導を行うため、立入検査を実施した。立入検査件数は 2011 年度 17 件であった。

電気保安功労者表彰実施要領に基づき、電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について、2011 年度は 14 件の原子力安全・保安院長表彰を行った。また経済産業大臣表彰候補者として、2011 年度は 3 名を推薦した。

(d) 電気工事業者等

電気工事業者の業務の適正な実施を確保するため、管内の電気工事業者に対して立入検査を実施した。立入検査件数は、2011 年度 10 件であった。

特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付等について処理した件数は次のとおりである。

(単位:件)

区分	2011 年度
認定証交付	237
認定証再交付	2
認定証書換え	2
計	241

(e) 電気事故

電気事故防止については、電気安全セミナー等を通じ周知・啓発を図っているが、電気事故が発生した場合は、その状況に応じ立入調査の実施又は関係者への来部要請を通じ、その原因を究明するほか、当事者に対し、必要な措置を指示し、事故の再発防止に努めた。

(単位：件)

電気事故発生状況	2011 年度
感電死傷事故	5
感電以外の死傷事故	2
電気火災事故	0
主要電気工作物損壊事故	15
発電支障事故	0
供給支障事故	0
波及事故	13
公共財産への被害事故	0

(a) 発電設備の保守・保安

電気事業者及び自家用（発電設備）施設者の発電設備の保守、保安等について指導・監督を行った。

水力発電設備については立入検査を実施し、発電設備の保守、保安の確保の徹底を図った。

火力発電設備については立入検査等を実施し、自主保安体制の確立について確認を行った。また、ボイラー・タービン主任技術者会議を開催し、法令等の改正状況、安全規制の現状及び事故事例・立入検査結果について周知・発表等を行い、啓発を図った。

(b) 管内発電所の届出、申請、検査等

管内発電所（2011 年度 162 か所（うち内燃力発電所は 10,000kW 以上、ガスタービン発電所は 1,000kW 以上、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所は 500kW 以上））の届出、申請、検査等の処理状況は次のとおりである。

届出等状況

(単位：件)

項目	2011 年度
工事計画の届出	12
主任技術者選任・解任届出等	37
定期検査等時期変更承認	21
報告規則に基づく報告	158

安全管理審査件数

(単位：件)

項目	2011 年度
使用前安全管理審査	7
定期安全管理審査	12

主任技術者免状交付件数

(単位：件)

項目	2011 年度	備考
ダム水路主任技術者	18(1)	()内は再交付
ボイラー・タービン主任技術者	11(0)	
計	29(1)	

立入検査

(単位：件)

2011 年度			
水力設備	火力設備	風力設備	計
13	10	1	24

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業保安に関する業務

(a) 許認可等の業務

一般ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

一般ガス事業

(単位：件)

件名	2011 年度
工事計画の届出の受理	3
保安規程の届出(変更)の受理	0
主任技術者の選任(解任)届出の受理	12

簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

簡易ガス事業

(単位：件)

件名	2011 年度
事業の許可	1
特定ガス工作物の変更届出の受理	4
保安規程の届出(変更)の受理	8
主任技術者の選任(解任)届出の受理	66

(b) 立入検査

一般ガス事業者に対する立入検査は次のとおりである。

・実施件数：1 事業者 2 支店、1 工場 (2011 年度)

簡易ガス事業者に対し立入検査を次のとおり実施し、法律の遵守、保安の確保等について改善指示を行った。

・実施件数：19 事業者 22 地点群 (2011 年度)

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び再交付を次のとおり行った。

・認定数：4 名 (2011 年度)

・再交付：1 名 (2011 年度)

(d) ガス保安功労者表彰

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあったものについて、原子力安全・保安院長表彰を行った。

件名	2011 年度
工場等	0
ガス主任技術者	3
ガス保安関係永年勤続者	3

(B) 高圧ガス・液化石油ガス・火薬等に関する業務

(a) 高圧ガス等による災害防止対策の推進

中・四国ブロック会議への参加の他、高圧ガスの移動及び移動中における事故発生及び災害の拡大防止のために、県・地域防災協議会共催の高圧ガス防災訓練を後援する等、保安体制の充実を図った。

また、高圧ガスによる災害防止のために顕著な功績のあった保安功労者、優良事業所等に対し、原子力安全・保安院長表彰を実施した (2011 年度 3 件)。

(b) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関について、原子力安全・保安院所管及び中国四国産業保安監督部 (四国支部) 所管の液化石油ガス販売事業者や保安機関への立入検査 (2011 年度 14 件) を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

また、中・四国ブロック会議への参加の他、自主保安体制の強化推進を図るため、各種保安関係会議等の場を活用し、所要の指導を行った。

液化石油ガスに関する登録・認定

(単位：件)

種別	2011 年度
液化石油ガス販売事業者登録	0
液化石油ガス保安機関の認定	0
液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付	5

液化石油ガス保安機関の認定更新	6
一般消費者等の数の増加の認可	1
計	12

(c) 火薬類の保安維持

中・四国ブロック会議を開催した他、火薬類製造工場の保安検査を年1回実施する等所要の指導を行った。

火薬類の製造施設に関する検査

(単位：件)

種別	2011年度
製造施設等完成検査	1
製造施設等保安検査	1

(d) 石油コンビナート等における災害防止

「石油コンビナート等災害防止法」に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害発生の防止のため、新設又は変更に係る石油貯蔵所等のレイアウト確認調査を1件実施した。

(ウ) 鉱山の保安

2005年に施行された改正鉱山保安法規及び「第11次鉱業労働災害防止計画」に基づき、管内鉱山の実態に即した「鉱山保安監督指導」を策定し、予防保安の推進と自主保安の確立に努めた。

改正鉱山保安法規では、鉱業権者自らが保安上の危険を把握し、必要な措置を保安規程に反映させる等、鉱山の状況に応じた保安確保措置の立案とその確実な実施により鉱山災害及び鉱害防止等を図ることとされた。2011年度も重点事項として、PDCA確立を目指し、保安規程の内容の見直しについて監督指導を行い、また研修等を通じて、リスクマネジメントの普及に努めた。

(A) 危害防止対策

「鉱山保安監督指導」に基づき、鉱山の現況調査を反映した保安規程の変更・周知、及び作業手順等の整備、遵守の徹底について監督指導を行った。

また、良好な作業環境の維持管理等のための適正な粉じん濃度の測定を実施させるとともに、粉じん飛散防止対策、防じんマスクの着用管理の徹底が図られるよう監督指導を行った。

さらに残壁対策として、引き続き、施業案の残壁規格の遵守、残壁面の計画的採掘・整形等が図られるよう監督指導を行った。

(B) 鉱害防止対策

鉱害問題は、地域社会・環境等に及ぼす影響が極めて大きいことから、その未然防止が重要であり、関連施設の点検、整備等の措置を講じさせるとともに、積極的に情報収集を図り迅速な対応に努めた。

管内鉱山では、建設廃材を扱うリサイクル業を兼業するケースが増えており、採掘跡地等埋め戻し箇所に汚染土壌や産業廃棄物が混入しないように十分な受入管理体制を確立させるように努めた。

また、休廃止鉱山における鉱害防止については、たい積場維持管理状態、坑廃水の状況変化を調査するとともに、坑水処理経費について補助金を交付し、鉱害防止に対する側面的支援を行った。

2011年度における監督検査の実施状況及び検査結果に基づき交付した主な検査概要の内容は次のとおりであり、必要に応じて改善状況の追跡を行った。

監督検査等実施状況

(単位：延べ鉱山数)

種別	2011年度
保安検査	17
鉱害等検査	14
その他検査	4
特別検査	2
特別措置法に基づく検査	0
補助事業者に対する検査	4

主な検査概要の内容

関係項目	改善が必要と考えられる事項(要約)
保安規程関係	・保安管理機構の適正化 ・現況調査の実施徹底 ・保安推進活動の実施 ・作業手順の整備 ・措置の実施状況の確認・評価
採鉱関係	・採掘規格の遵守
火薬類関係	・火薬類の記録、保存
粉じん関係	・作業環境粉じん濃度の改善
施設関係	・作業場の保安対策

	・廃棄物埋立場の維持管理
坑廃水関係	・坑廃水等の適切な処理及び排出

(C) 鉱山保安表彰

鉱山保安に功績のあった鉱山、鉱山労働者に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めた。

(2011 年度)

全国鉱山保安表彰数	3
地方鉱山保安表彰数	4

(D) 保安研修所開催等

(2011 年度)

保安指導員派遣	2 鉱山	
作業監督者等研修所	2 回	受講生計 35 名

(E) 災害、鉱害問題発生状況(2011 年度)

災害が 1 件発生したが、運搬装置(ベルトコンベア)による死亡災害(平成 24 年 3 月、死亡 1 名)であった。

また、鉱害事案は発生していない。

7. 8. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

(2) 施策概要

(A) 電力の保安

発電所、変送電設備、需要設備の設置者に対して、感電や火災、停電事故の防止を図るため保安規制を行い、安全確保に努めた。

(B) 都市ガスの保安

ガス供給を行うための設備の工事やガス事業者の安全管理体制を規制することにより、都市ガス設備の保安確保に努めた。

(C) 高圧ガス及び石油コンビナートの保安

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い等を規制することにより、高圧ガスの保安確保に努めた。

また、石油コンビナートに係る災害の発生及び拡大の防止に努めた。

(D) 液化石油ガスの保安

液化石油ガス販売事業者に対して、液化石油ガス販売方法の基準、液化石油ガス供給設備や消費設備の技術基準の遵守、保安業務の着実な実施を義務付けることにより一般消費者等の液化石油ガスの事故防止に努めた。

(E) 火薬類の保安

火薬類による災害の防止と公共の安全の確保を図るため、保安管理体制の強化、保安教育の充実を図りつつ、合理的な規制を行うことで、火薬類の安全確保に努めた。

(F) 鉱山の保安

鉱業を営む鉱業権者に対し、保安管理体制、保安確保措置等を規制することにより、鉱山労働者の安全確保と周辺環境の保全を図った。

金属鉱山等からの重金属などの有害物質を含む坑廃水等の排出による鉱害を防止するため、鉱害防止事業基金による支援、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対する補助金制度による支援を行った。

(3) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物に関する保安の監督等

(a) 電気事業の用に供する電気工作物(発電・送電・変電施設)の新設、増設及び変更の工事の届出の受理、安全管理審査、並びにこれらの電気工作物の保安維持等に関する指導、監督の業務を行った。

(b) 自家用電気工作物(発電・変電・需要設備)の新設、増設及び変更工事の届出の受理、安全管理審査並びに、保安に関する指導、監督の業務を行った。

(c) 主任技術者会議を開催し、主任技術者等に対し、電気保安に関する指導業務を行った。

(d) (a)、(b)の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程の届出、主任技術者選任届出の受理及び許可等の処分を行った。

(e) (a)、(b)の公害防止等に関する設備に対する指導、監督業務を行った。

(f) (a)、(b)の施設の設置者及び一般用電気工作物の登録調査機関に対し立入検査を実施した。

立入検査実施件数

項 目	2011 年度
電気事業用	4 件
自家用電気工作物	50 件
登録調査機関	2 件

(g) 一般用電気工作物の保安に関する指導業務を行った。

(B) 主任技術者免状等

ダム水路、ボイラー・タービン及び電気主任技術者免状の交付業務並びに「電気工事士法」に係る特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者認定証の交付業務を行った。

(C) 電気工事業者の登録等

電気工事業者の登録及び届出に係る業務並びに指導、監督業務を行った。

(D) 電気保安功労者の選考・表彰

電気保安功労者の選考、表彰を行った。

(E) 電気事故報告等

電気事故報告等の電気関係報告規則に係る業務、及び指導、監督業務を行った。

(F) 認定学校等

認定学校及び第2種電気工事士養成施設に係る届出処理並びに指導、監督業務を行った。

(G) 収入印紙等徴収実績

収入印紙徴収、手数料納入実績は次表のとおりである。

(2011 年度)

徴収理由	徴収根拠	件数	金額(円)
使用前安全管理審査	電気事業法第50条の2第3項	24	2,628,600
定期安全管理審査	電気事業法第55条第2項	8	3,177,992
事業登録	電気工事業法第10条	0	0
認定証交付	電気工事士法第10条	643	3,012,000
免状交付	電気事業法第44条	128	792,800
計		803	9,611,392

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業に関する業務

管内の一般ガス事業者(27事業者)及び簡易ガス事業者(245事業者、1,210地点群)の保安に関する指導、監督の業務を行った。

(2011 年度)

項 目	一般ガス	簡易ガス	計
ガス事業許可		2 件	2 件
供給区域等変更許可		26 件	26 件
工事計画届出	6 件		6 件
特定ガス工作物変更届出		12 件	12 件
立入検査	4 件	24 件	28 件

(B) 産業保安対策に関する業務

(a) 「火薬類取締法」

火薬類製造工場において、保安検査を実施した。

2011 年度 検査件数： 7 件

火薬類製造工場において、製造施設等の変更許可に係る完成検査を実施した。

2011 年度 検査件数： 19 件

「火薬類取締法」に基づく許認可等件数

	2011 年度
火薬類製造営業許可件数	1 件
火薬類製造施設等変更許可件数	31 件
危害予防規程変更認可件数	11 件

(b) 「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガス法」

「高圧ガス保安法」及び容器保安規則の規定に基づく高圧ガス特別充填許可を行った。

2011 年度 実施件数：7 件

高圧ガスの保安のため、永年にわたり功労のあった者及び事業所を対象として高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰を実施した。

2011 年度 受賞者数：12 名

「液化石油ガス法」に基づく保安機関の認定等は申請がなかった。

2011 年度 保安機関認定件数： 13 件

(c) 「石油コンビナート等災害防止法」

第1種事業所等に係るレイアウトの現地確認を行った。

2011 年度 実施件数： 1 件

(ウ) 鉱山の保安

(A) 監督検査実施状況

鉱山におけるリスクマネジメントシステム(PDCAサイクル)が有効に機能しているかを監査的手法で確認

する検査である保安検査を重点的に実施するとともに、坑廃水等の各種基準への適合状況を確認する検査及び万一の場合には第三者へ影響を及ぼすおそれのある施設について管理状況を確認する検査を実施した。

また、重大な災害が発生した際には、特別検査を行い、事後の保安確保に必要な事項については、直ちに改善指導を行った。

(2011 年度)

項 目	検査鉱山数
保安検査	32 件
鉱害等検査	8 件
その他検査	2 件
特別検査	2 件

(B) 保安研修等

保安活動の推進を図るため全国鉱山保安週間における啓発活動を実施した。

また、鉱山保安に功績のあった鉱山及び鉱山労働者に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めた。

(2011 年度)

全国鉱山保安表彰件数	5 件
地方鉱山保安表彰件数	14 件

(C) 助成

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（金属等）により助成を実施した。

(2011 年度)

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金交付件数	9 件
----------------------	-----

(D) 災害発生状況

2011 年は、重傷 3 名、軽傷 0 名であった。

電気事業法、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行業務を実施した。

電気事業法については、自主保安体制に移行したことを踏まえ、電気工作物設置者における保安体制の確認を行い、その効果を把握した。

事業者の自主保安体制の徹底、定着を基礎として、「ガス事業法」、「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」、「石油コンビナート等災害防止法」及び「液石法」の適正な運用等によって保安確保の一層の充実を図った。

鉱山における人に対する危害の防止、鉱山施設の保全、鉱害の防止、鉱山における保安技術の改善により、鉱山の保安の確保に万全を期した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 発電、変電、送電、需要設備及び一般用電気工作物の保安確保

(a) 発電、変電、送電及び需要設備等の届出書の審査並びに安全管理審査

・安全管理審査件数：

2011 年度：1 件

・安全管理審査評定件数：

2011 年度：15 件

(b) 発電、変電、送電及び需要設備等の立入検査の実施

・立入検査件数：

2011 年度：79 件

(c) 発電、変電、送電及び需要設備等の電気事故に係る再発防止策の確認

(d) 発電、変電、送電及び需要設備等の主任技術者、保安規程の届出並びに電気及びボイラー・タービン主任技術免状交付に係る審査

免状交付件数（再交付は除く）

	2011 年度
電気主任技術者	4 件
B T 主任技術者	3 件

(e) 一般用電気工作物に関する調査業務の監督の実施

(B) 電気工事業の保安確保

(a) 特種電気工事資格者認定証、認定電気事従事者認定証交付に係る審査を実施した。

・2011 年度の認定証交付件数：

7. 9. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

沖縄県

(2) 施策の概要

特種電気工事資格者： 14 名
認定電気工事従事者： 113 名

(C) P C B使用機器使用状況の把握

- ・ P C B使用機器の報告書の受理
- ・ P C B使用機器の地方自治体への情報提供の実施

(D) 保安表彰

- ・ 2011 年度は、院長表彰が 4 件個人の部（電気工事士 4 名）あった。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

各法令に基づく許認可申請等の事務処理、立入検査等の実施、保安確保のための会議等の開催、保安表彰、災害・事故時の情報収集、再発防止等に係る対応を行った。

(A) ガス事業における保安確保

- ・ ガス事業法に基づく許認可申請等の事務処理
- ・ ガス事業法に基づく立入検査の実施

2011 年度は簡易ガス事業者 9 社（20 供給地点群）に対して検査を実施したところ、9 事業者（17 供給地点群）で不適切事項があり、文書により改善指示（延べ 30 件）を行い、全事業者の改善を確認した。

- ・ガス主任技術者会議及び簡易ガス事業緊急出動訓練の開催
- ・ ガス保安功労者表彰

2011 年度は、院長表彰が 2 件（ガス保安関係永年勤続者 1 名、ガス主任技術者 1 名）あった。

・ 事故発生状況

2011 年は、一般ガス事業で 1 件（供給管腐食漏えい補修工事中の引火・負傷事故で軽症 3 名）、簡易ガス事業で 3 件（バルブ開け忘れによる製造支障、劣化した水道管からガス管に水が流入した供給支障、ガス切れによる製造支障）のガス事故があった。

(B) 火薬類における保安確保

- ・ 火薬類取締法に基づく許認可申請等の事務処理
- ・ 火薬類取締法に基づく完成検査、保安検査の実施

2011 年度は、火薬類製造事業者に対する保安検査を 1 件実施し、検査証を交付した。

- ・ 九州・沖縄地区担当学会議の開催（九州開催）
- ・ 事故発生状況

2011 年度は、1 件（祭りにおいて小型煙火の底蓋飛散による軽症 1 名）の事故が発生した。

(C) 高圧ガスにおける保安確保

- ・ 高圧ガス保安法に基づく許認可申請等の事務処理
- ・ 危険物運搬車両の指導取締りへの協力
- ・ 九州・沖縄地区担当学会議の開催（九州開催）
- ・ 高圧ガス保安表彰

2011 年度は、院長表彰が 1 件（保安功労者 1 名）あった。

・ 事故発生状況

2011 年は、24 件の事故が発生した。内訳は、高圧ガス漏洩 4 件で重症 1 名、軽症 5 名の人的被害が発生。その他、液化石油ガス容器の盗難 20 件であった。

(D) 液化石油ガスにおける保安確保

- ・ 液化石油ガスの保安の確保に係る指導
- ・ 九州・沖縄地区担当学会議の開催（九州開催）
- ・ 事故発生状況

2011 年は、2 件の事故が発生した。内訳は、厨房内の燃焼器接続ホース劣化による漏えい火災 1 件、バルク貯槽接続管からのガス漏えい 1 件であった。

(E) 石油コンビナート等における災害防止

- ・ 石油コンビナート等災害防止法に係る事務処理等
- ・ 事故発生状況

2011 年は、原油漏えい事故が 2 件あり、原油輸送ポンプの火災事故が 1 件あった。人的被害なし。

(ウ) 鉱山の保安

(A) 改正鉱山保安法に対する取組

改正鉱山保安法に基づく保安規程の確実な実施、リスクマネジメントシステムによる自主保安体制の整備について鉱山現場における指導を実施した。

(B) 立入検査数

稼行鉱山を対象に石灰石鉱山について、改正鉱山保安法に基づき保安検査・鉱害等検査等を実施した。

その結果、改善が必要と考えられる事項が認められた鉱山に対し、検査概要を交付した。その交付状況は次のとおりである。

(単位：件)

	2011 年度
保安検査等（延べ数）	36
検査概要交付	30

(C) 鉱山における保安技術に関する事項

2011 年度は、リスクアセスメントの手法を学ぶため

のリスクアセスメント研修を開設、管内鉱山から 26 名が受講した。

(D) 災害発生状況

2011 年度は、1 件（重傷 1 名）であった。

(e) 鉱山保安表彰

2011 年度は、院長表彰が 2 件（鉱山の部 1 鉱山、保安従事者の部 1 名）であった。